

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																																						
<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第3章 被害想定及び減災効果</p> <p>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測</p> <p>ア 調査の目的</p> <p>県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。</p> <p>イ 調査結果の概要</p> <p>(イ) 結果</p> <p>a 「過去地震最大モデル」</p> <p style="text-align: center;">＜被害量の想定結果＞愛知県全体（碧南市）※1、2以外は、愛知県全体の数値のみ</p> <table border="1" data-bbox="335 1602 1329 1833"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建物被害 ※1</td> <td>揺れによる全壊</td> <td>約47,000棟（約2,900棟）</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生活への影響</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難者数 ※4</td> <td>避難所</td> <td>約799,000人</td> </tr> <tr> <td>液状化による全壊</td> <td>約16,000棟（約20棟）</td> <td>避難所外</td> <td>約748,000人</td> </tr> <tr> <td>津波・浸水による全壊</td> <td>約8,400棟（約200棟）</td> <td>合計</td> <td>約1,547,000人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊等による全壊</td> <td>約600棟（*）</td> <td>帰宅困難者数 ※5</td> <td>約858,000～約930,000人</td> </tr> </table>	建物被害 ※1	揺れによる全壊	約47,000棟（約2,900棟）	生活への影響	避難者数 ※4	避難所	約799,000人	液状化による全壊	約16,000棟（約20棟）	避難所外	約748,000人	津波・浸水による全壊	約8,400棟（約200棟）	合計	約1,547,000人	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟（*）	帰宅困難者数 ※5	約858,000～約930,000人	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第3章 被害想定及び減災効果</p> <p>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画1. 2</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画3. 2</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画9. 2. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画10. 2</u></p> <p>ア 調査の目的</p> <p>県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。</p> <p>イ 調査結果の概要</p> <p>(イ) 結果</p> <p>a 「過去地震最大モデル」</p> <p style="text-align: center;">＜被害量の想定結果＞愛知県全体（碧南市） <u>碧南市の数値は碧南市地震時応急復旧計画による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1522 1602 2516 1875"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建物被害 ※1</td> <td>揺れによる全壊</td> <td>約47,000棟 (<u>2,015</u>棟)</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生活への影響</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難者数 ※4</td> <td>避難所</td> <td>約799,000人 <u>(13,298人)</u></td> </tr> <tr> <td>液状化による全壊</td> <td>約16,000棟 (<u>21</u>棟)</td> <td>避難所外</td> <td>約748,000人 <u>(9,773人)</u></td> </tr> <tr> <td>津波・浸水による全壊</td> <td>約8,400棟 (<u>238</u>棟)</td> <td>合計</td> <td>約1,547,000人 <u>(23,070人)</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊等による全壊</td> <td>約600棟（*）</td> <td>帰宅困難者数 ※5</td> <td>約858,000～約930,000人 <u>(約5,400人～約5,500人)</u></td> </tr> </table>	建物被害 ※1	揺れによる全壊	約47,000棟 (<u>2,015</u> 棟)	生活への影響	避難者数 ※4	避難所	約799,000人 <u>(13,298人)</u>	液状化による全壊	約16,000棟 (<u>21</u> 棟)	避難所外	約748,000人 <u>(9,773人)</u>	津波・浸水による全壊	約8,400棟 (<u>238</u> 棟)	合計	約1,547,000人 <u>(23,070人)</u>	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟（*）	帰宅困難者数 ※5	約858,000～約930,000人 <u>(約5,400人～約5,500人)</u>	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部署 における活動の 反映等</p>
建物被害 ※1		揺れによる全壊	約47,000棟（約2,900棟）			生活への影響	避難者数 ※4	避難所	約799,000人																															
		液状化による全壊	約16,000棟（約20棟）					避難所外	約748,000人																															
		津波・浸水による全壊	約8,400棟（約200棟）	合計	約1,547,000人																																			
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟（*）	帰宅困難者数 ※5	約858,000～約930,000人																																				
建物被害 ※1	揺れによる全壊	約47,000棟 (<u>2,015</u> 棟)	生活への影響	避難者数 ※4	避難所	約799,000人 <u>(13,298人)</u>																																		
	液状化による全壊	約16,000棟 (<u>21</u> 棟)			避難所外	約748,000人 <u>(9,773人)</u>																																		
	津波・浸水による全壊	約8,400棟 (<u>238</u> 棟)			合計	約1,547,000人 <u>(23,070人)</u>																																		
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟（*）	帰宅困難者数 ※5	約858,000～約930,000人 <u>(約5,400人～約5,500人)</u>																																				

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）				改正案				改正理由									
人的被害 ※2	地震火災による焼失	約23,000棟（約2,100棟）	飲料水不足 ※6	約13,000トン	人的被害 ※2	地震火災による焼失	約23,000棟（ <u>2,325棟</u> ）	飲料水不足 ※6	約13,000トン（ <u>286トン</u> ）								
	合計	約94,000棟（約5,200棟）	食料不足 ※6	約214万食		合計	約94,000棟（ <u>4,599棟</u> ）	食料不足 ※6	約214万食（ <u>30,716食</u> ）								
	建物倒壊等による死者	建物倒壊等による死者	約2,400人（約200人）	毛布不足		約45万枚	建物倒壊等による死者	建物倒壊等による死者	約2,400人（ <u>119人</u> ）		毛布不足	約45万枚（ <u>24,008枚</u> ）					
		浸水・津波による死者	約3,900人（約100人）	入院対応不足数		約6,300人		浸水・津波による死者	約3,900人（ <u>144人</u> ）		入院対応不足数	約6,300人（約200人）					
		急傾斜地崩壊等による死者	約50人（*）	外来対応不足数		約5,100人		急傾斜地崩壊等による死者	約50人（*）		外来対応不足数	約5,100人（約1,500人）					
		地震火災による死者	約90人（*）	災害廃棄物（がれき）		約13,374,000トン		地震火災による死者	約90人（*）		災害廃棄物（がれき） ※7	約13,374,000トン					
	死者数合計	死者数合計	約6,400人（約300人）	津波堆積物		約6,465,000トン	死者数合計	死者数合計	約6,400人（ <u>264人</u> ）		津波堆積物 ※7	約6,465,000トン					
		合計	約19,839,000トン	合計		約19,839,000トン		合計	約19,839,000トン（約988,000トン）								
	ライフライン被害	上水道（断水人口）	約7,021,000人	経済被害		直接的経済被害（復旧に要する費用）	約13.86兆円	ライフライン被害	上水道（断水人口） ※3		約7,021,000人（約68,000人）	経済被害 ※7	直接的経済被害（復旧に要する費用）	約13.86兆円			
		下水道（機能支障人口）	約3,207,000人			間接的経済被害（生産額の低下）	約3.00兆円		下水道（機能支障人口） ※3		約3,207,000人（約3,200人）		間接的経済被害（生産額の低下）	約3.00兆円			
		電力（停電軒数）	約3,757,000軒			※5未満→「*」	※5未満→「*」		都市ガス（復旧対象戸数）		約169,000戸		電力（停電軒数） ※3	約3,757,000軒（約30,000軒）	※5未満→「*」	都市ガス（復旧対象戸数）	約169,000戸（*）
		固定電話（不通回線数）	約1,205,000回線						LPガス（機能支障世帯）		約162,000世帯		固定電話（不通回線数） ※3	約1,205,000回線（約9,400回線）		LPガス（機能支障世帯）	約162,000世帯（約9,500世帯）
		携帯電話（停波基地局率）	約81%						LPガス（機能支障世帯）		約162,000世帯		携帯電話（停波基地局率） ※3	約81%（83%）		LPガス（機能支障世帯）	約162,000世帯
		LPガス（機能支障世帯）	約162,000世帯								LPガス（機能支障世帯）		約162,000世帯	携帯電話（停波基地局率） ※3			約81%（83%）
LPガス（機能支障世帯）		約162,000世帯							LPガス（機能支障世帯）	約162,000世帯							

※1 全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

※2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

※3 発災1日後の想定 ※4 発災1週間後の想定 ※5 平日12時 ※6 1～3日目の計（追加）

(2) 減災効果
イ 減災効果

(イ) 人的被害

項目		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
		対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	県市	約6,400人	約1,200人 (約8割減)	約29,000人	約11,000人 (約6割減)
		約300人	約60人	約1,200人	約400人

※1 全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

※2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

※3 発災1日後の想定 ※4 発災1週間後の想定 ※5 平日12時 ※6 1～3日目の計
※7 愛知県全体の数値のみ

(2) 減災効果
イ 減災効果

(イ) 人的被害

項目		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
		対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	県市	約6,400人	約1,200人 (約8割減)	約29,000人	約11,000人 (約6割減)
		<u>264人</u>	<u>214人</u>	約1,200人	約400人

5. 碧南市各部署における活動の反映等

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）						改正案						改正理由
うち建物倒壊等による死者	県市	約2,400人 約200人	(約7割減) 約700人 約60人	約14,000人 約600人	(約7割減) 約4,900人 約100人	うち建物倒壊等による死者	県市	約2,400人 119人	(約7割減) 約700人 約60人	約14,000人 約600人	(約7割減) 約4,900人 約100人	
うち浸水・津波による死者	県市	約3,900人 約100人	(約9割減) 約300人 約10人	約13,000人 約400人	(約7割減) 約3,500人 約100人	うち浸水・津波による死者	県市	約3,900人 114人	(約9割減) 約300人 94人	約13,000人 約400人	(約7割減) 約3,500人 約100人	
自力脱出困難	県市	約800人 約70人	(約8割減) 約200人 約10人	約5,500人 約300人	(約7割減) 約1,500人 約90人	自力脱出困難	県市	約800人 約70人	(約8割減) 約200人 約10人	約5,500人 約300人	(約7割減) 約1,500人 約90人	
津波からの逃げ遅れ	県市	約3,100人 約60人	(約9割減) 約200人 約10人	約7,100人 約80人	(約7割減) 約2,000人 約20人	津波からの逃げ遅れ	県市	約3,100人 約60人	(約9割減) 約200人 約10人	約7,100人 約80人	(約7割減) 約2,000人 約20人	
<p>※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。 ※2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。</p>						<p>※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。 ※2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。</p>						
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項						第4章 基本理念及び重点を置くべき事項						
第2節 重点を置くべき事項						第2節 重点を置くべき事項						
<p>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた<u>屋内での待避等</u>の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>						<p>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>						<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p>
<p>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、<u>追加</u>被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>						<p>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、<u>積極的な</u>被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>						
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱						第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱						

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																												
<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行</td> <td> <p>(1) 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <p>ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</p> <p>イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>(イ) り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</p> <p>(ロ) 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分への猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</p> <p>(ハ) 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県土地改良事業団体連合会</td> <td>土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。</td> </tr> <tr> <td>各ガス事業会社</td> <td> <p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td> <p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p> </td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社</td> <td> <p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	日本銀行	<p>(1) 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <p>ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</p> <p>イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>(イ) り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</p> <p>(ロ) 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分への猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</p> <p>(ハ) 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>	機関名	内 容	愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。	各ガス事業会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p>	一般社団法人愛知県トラック協会	<p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p>	名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社	<p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行</td> <td> <p><u>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨および金融の調節</p> <p><u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p><u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p><u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p><u>(5) 各種措置に関する広報</u></p> <p><u>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県土地改良事業団体連合会</td> <td>土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。</td> </tr> <tr> <td>各ガス事業会社</td> <td> <p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td> <p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p> </td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社</td> <td> <p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	日本銀行	<p><u>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨および金融の調節</p> <p><u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p><u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p><u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p><u>(5) 各種措置に関する広報</u></p> <p><u>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</u></p>	機関名	内 容	愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。	各ガス事業会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p>	一般社団法人愛知県トラック協会	<p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p>	名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社	<p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (日本銀行防災業務計画との整合)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定地方公共機関の追加)</p>
機関名	内 容																													
日本銀行	<p>(1) 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <p>ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</p> <p>イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>(イ) り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</p> <p>(ロ) 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分への猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</p> <p>(ハ) 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>																													
機関名	内 容																													
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。																													
各ガス事業会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p>																													
一般社団法人愛知県トラック協会	<p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p>																													
名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社	<p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p>																													
機関名	内 容																													
日本銀行	<p><u>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨および金融の調節</p> <p><u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p><u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p><u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p><u>(5) 各種措置に関する広報</u></p> <p><u>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</u></p>																													
機関名	内 容																													
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。																													
各ガス事業会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p>																													
一般社団法人愛知県トラック協会	<p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p>																													
名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社	<p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p>																													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）		改正案	改正理由																							
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</td> </tr> <tr> <td>各民間放送及び新聞社</td> <td>日本放送協会に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社</td> <td>公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人愛知県看護協会</td> <td>看護活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。</td> </tr> </table>		(5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。	各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。	愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。	(追加)		一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</td> </tr> <tr> <td>各民間放送及び新聞社</td> <td>日本放送協会に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社</td> <td>公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人愛知県看護協会</td> <td>看護活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人愛知県病院協会</u></td> <td><u>医療及び助産活動に協力する。</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。</td> </tr> </table>		(5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。	各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。	愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。	<u>一般社団法人愛知県病院協会</u>	<u>医療及び助産活動に協力する。</u>	一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。	
	(5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。																									
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。																									
愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。																									
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。																									
(追加)																										
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。																									
	(5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。																									
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。																									
愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。																									
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。																									
<u>一般社団法人愛知県病院協会</u>	<u>医療及び助産活動に協力する。</u>																									
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。																									
<h2>第2編 災害予防</h2> <h3>第1章 防災協働社会の形成推進</h3>		<h2>第2編 災害予防</h2> <h3>第1章 防災協働社会の形成推進</h3>																								
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み (追加) 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>(市) 防災課、 社会福祉協議会 (追加)</td> <td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み (追加) 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 社会福祉協議会 (追加)	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み <u>1 (3) 産官学民連携による取組み</u> 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>(市) 防災課、<u>地域協働課、学校教育課、高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会</u></td> <td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み <u>1 (3) 産官学民連携による取組み</u> 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 <u>地域協働課、学校教育課、高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会</u>	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進					
区分	機関名	主な措置																								
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み (追加) 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																								
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 社会福祉協議会 (追加)	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み <u>1 (3) 産官学民連携による取組み</u> 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																								
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 <u>地域協働課、学校教育課、高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会</u>	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																								
		<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部署の変更等) 2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、 商工課 (追加)	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 (追加) 1 (4) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 (追加)	第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工 課、 <u>土木課、環境課、 農業水産課</u>	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 <u>1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用</u> 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 <u>2 (3) 応急復旧体制の検討</u>	1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正) 5. 碧南市各部署 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等) 2. 碧南市地震対 策減災計画付属 資料【行動項目一 覧】の反映
<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り</p> <p>市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災会等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。</p> <p>(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</p> <p>市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 市民の基本的責務</p> <p>(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</p>			<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り</p> <p>市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災会等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。</p> <p>(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</p> <p>市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p><u>(3) 産官学民連携による取り組み</u></p> <p><u>市は、市民や産業界、並びに大学、研究機関等と防災対策について継続的な協議・検討を行う。</u></p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4) 4-3</u></p> <p>3 市民の基本的責務</p> <p>(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</p>			5. 碧南市各部署 における活動の反 映等 (「避難場所」

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所</u>や避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>ア 自主防災会の設置・育成</p> <p>災害時における災害応急活動については、国、地方公共団体、公共的団体及び民間協力機関等防災関係機関はもとより、地域住民が組織する自主防災会の協力がなければ万全を期し得ない。</p> <p>従って、市は、市全域に設置が完了した<u>3.7</u>の自主防災会について、実践的な訓練を通じ、効果的な防災活動をするよう継続的な育成に努める。その際には女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>◆資料編（資料1.4-1）自主防災会の設立状況</p> <p>ウ 自主防災会等の<u>協力体制</u>の推進</p> <p>いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関（消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）の<u>協力体制の推進のため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</u></p> <p>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</p> <p>(1) 防災リーダーの養成</p>	<p>(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>や避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（4）4-1</u></p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>ア 自主防災会の設置・育成</p> <p>災害時における災害応急活動については、国、地方公共団体、公共的団体及び民間協力機関等防災関係機関はもとより、地域住民が組織する自主防災会の協力がなければ万全を期し得ない。</p> <p>従って、市は、市全域に設置が完了した<u>3.8</u>の自主防災会について、実践的な訓練を通じ、効果的な防災活動をするよう継続的な育成に努める。その際には女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>◆資料編（資料1.4-1）自主防災会の設立状況</p> <p>ウ 自主防災会等の<u>連携体制</u>の推進</p> <p>いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要<u>である。そのため、市は平時から、防災に関するNPO及び</u>自主防災組織及び防災関係機関（消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）<u>との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</p> <p><u>【参照項目】</u></p>	<p>「退避場所」等の文言整理)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (熊本地震を踏まえた修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県の啓発用資機材などを利用する。</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) 市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。 (イ) 碧南市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。 (ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。 イ 市及び碧南市社会福祉協議会は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 ウ 市及び碧南市社会福祉協議会は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。 ◆資料編（資料 1 2 - 2 1）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 （市対碧南市社会福祉協議会）</p>	<p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4) 4-1</u></p> <p>(1) 防災リーダーの養成 県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県の啓発用資機材などを利用する。</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-3</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4) 4-1</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4) 4-2</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 1 4. 2. 1</u></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) 市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。 (イ) 碧南市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。 (ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。 イ 市及び碧南市社会福祉協議会は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 ウ 市及び碧南市社会福祉協議会は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。 ◆資料編（資料 1 2 - 2 1）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する</p>	<p>資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置 <u>(追加)</u></p> <p>(4) 地域との共生と貢献 緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</p> <p>2 市及び商工会議所等における措置</p>	<p>る協定書 (市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p>(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。 <u>また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置 <u>(4) 緊急地震速報受信装置等の活用</u> <u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 地域との共生と貢献</u> 緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</p> <p>2 市及び商工会議所等における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (熊本地震を踏まえた修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>市及び商工会議所等は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p> <p>市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 2 章 建築物等の安全化</p> <p>主な機関の措置</p>	<p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-5</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-7</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5) 5-1</u></p> <p>市及び商工会議所等は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p> <p>市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p> <p><u>(3) 応急復旧体制の検討</u> <u>市は、迅速な応急復旧を実現するために、地域で連携した復旧体制・方法を検討することとする。</u> <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-1</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5) 5-1</u></p> <p>第 2 章 建築物等の安全化</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	
第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、 建築課、 <u>施設管理課</u> (追加)	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (追加) 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の 推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、 <u>庶務</u> <u>課</u> 、 <u>こども課</u> 、 <u>建築課</u> 、 <u>資産</u> <u>活用課</u> 、 <u>水道課</u> 、 <u>下水道課</u> 、 <u>土木課</u> 、 <u>公園緑地課</u> 、 <u>生涯学</u> <u>習課</u> 、 <u>健康課</u> 、 <u>福祉課</u> 、 <u>高齢</u> <u>介護課</u> 、 <u>農業水産課始め全課</u> 、 <u>全施設</u>	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確 保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の 推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	策減災計画付属 資料【行動項目一 覧】の反映 5. 碧南市各部署 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木課、 都市計画課、消防署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木課、 都市計画課、消防署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港	
第3節 ライフライン関係施設 等の整備	(市) 防災課、水道課、 下水道課、農業水産課	1 施設管理者等における措置 2 電力施設 3 ガス施設 4 上水道 5 下水道 6 通信施設 7 農地及び農業用施設	第3節 ライフライン関係施設 等の整備	(市) 防災課、水道課、 下水道課、農業水産課	1 施設管理者等における措置 2 電力施設 3 ガス施設 4 上水道 5 下水道 6 通信施設 7 農地及び農業用施設	
第4節 文化財の保護	(市) 文化財課	1 (1) 防災意識の高揚 1 (2) 管理者に対する指導・助言 1 (3) 連絡・協力体制の確立 1 (4) 防火・消防施設等の設置 2 応急的な対策 3 災害時の対応 4 応急協力体制	第4節 文化財の保護	(市) 文化財課	1 (1) 防災意識の高揚 1 (2) 管理者に対する指導・助言 1 (3) 連絡・協力体制の確立 1 (4) 防火・消防施設等の設置 2 応急的な対策 3 災害時の対応 4 応急協力体制	
第5節 地震防災上緊急に整備 すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木課、下水 道課、水道課、(追加)、公園 緑地課、健康課、市民病院、 こども課、(教) 庶務課、消 防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業	第5節 地震防災上緊急に整備 すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木課、下水 道課、水道課、 <u>農業水産課</u> 、 公園緑地課、健康課、市民病 院、こども課、(教) 庶務課、 消防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業	
<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとす る。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」</p>			<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p><u>【参照項目】</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-1</u></p> <p>(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとす</p>			<p>2. 碧南市地震対 策減災計画付属 資料【行動項目一 覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するように努めるものとする。</p> <p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上 <u>(追加)</u></p> <p>(1) 防災上重要な建築物の耐震性 <u>(追加)</u> の確保</p> <p>市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア 防災上重要な建築物</p> <p>(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市機関（市役所庁舎）</p> <p>(イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市機関（市役所庁舎）</p> <p>(ウ) 市機関等の防災通信用防災無線関連建築物（市役所庁舎）</p> <p>(エ) 被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、<u>保健所</u>、学校等の機関</p> <p>イ 防災上重要な建築物に対する対応</p> <p>(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保</p> <p>(イ) 既設建築物の耐震化整備計画の策定</p> <p>(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p>	<p>る。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するように努めるものとする。</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-3</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-4</u></p> <p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上 <u>及び安全確保</u></p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-1</u></p> <p>(1) 防災上重要な建築物の耐震性 <u>及び安全確保</u></p> <p>市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。</p> <p><u>特に、災害時の拠点となる市庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u></p> <p>ア 防災上重要な建築物</p> <p>(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市機関（市役所庁舎）</p> <p>(イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市機関（市役所庁舎）</p> <p>(ウ) 市機関等の防災通信用防災無線関連建築物（市役所庁舎）</p> <p>(エ) 被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、<u>保健センター</u>、学校等の機関</p> <p>イ 防災上重要な建築物に対する対応</p> <p>(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保</p> <p>(イ) 既設建築物の耐震化整備計画の策定</p> <p>(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進</p> <p><u>(エ) ガラス飛散防止・家具固定の促進</u></p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(熊本地震を踏まえた修正事項)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(整合性の確認、担当部局の変更等)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(5) その他の安全対策 住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないので、ブロック塀の無料耐震診断及び生垣への変更補助、要配慮者に対し家具の転倒防止金具の無料設置などを行う。</p> <p>5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 (1) 応急危険度判定士の養成等 市は、県や愛知県建築物地震対策（追加）協議会が建築士等を対象に実施する判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めるものとする。</p> <p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設 市及び各道路管理者は以下の対策を実施する。 (1) 道路・橋梁等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備</p>	<p>(5) その他の安全対策 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1-1</u> 住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないので、ブロック塀の（削除）生垣への変更補助、要配慮者に対し家具の転倒防止金具の無料設置などを行う。</p> <p>5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-1</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-2</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6-1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画11.3.1</u> (1) 応急危険度判定士の養成等 市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会が建築士等を対象に実施する判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めるものとする。</p> <p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設 市及び各道路管理者は以下の対策を実施する。 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1-6</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-3</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（5）5-2</u> (1) 道路・橋梁等の整備</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 5. 碧南市各部局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p> <p>(4) 応急復旧作業のための事前措置 地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有 津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>4 上水道 市は以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置してあります。被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している塩化ビニル管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。<u>(追加)</u></p>	<p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p> <p>(4) 応急復旧作業のための事前措置 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-4</u> 地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有 津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>4 上水道 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-3</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 8. 3. 2</u> 市は以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 施設の防災性の強化 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-3</u> 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>(2) 応急給水用資機材の点検補修 給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH 計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。 ◆資料編（資料 10-1）応急給水用資機材</p> <p>(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池（追加）などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。</p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立 水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ応援を要請し、応援の要請を受けた者は、これらに積極的に協力する。 特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要である。</p>	<p>点から、配水池等において緊急遮断弁を設置し、被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している塩化ビニル管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。<u>特に指定避難所の内、小学校を重要給水拠点として位置づけ、優先的に耐震化に努める。</u></p> <p>(2) 応急給水用資機材の点検補修 <u>（削除）</u> 給水タンク、<u>給水袋等</u>、消毒用塩素剤、水質検査用器具（残塩計、PH 計、<u>濁度計</u>）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。<u>（削除）</u> ◆資料編（資料 10-1）応急給水用資機材</p> <p>(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（2）2-1</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-3</u> 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池<u>及び幹線上に設置された応急給水栓</u>などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。</p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-3</u> 水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ応援を要請し、応援の要請を受けた者は、これらに積極的に協力する。 特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備す</p>	<p>等)</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 5. 碧南市各部局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>5 下水道 下水道管理者（市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>(1) 管渠施設の対策 下水道管理者は、既施設については、耐震診断を行って、その診断性能を明らかにし、耐震性能が不足する場合には、構造物の重要度や万一被災した場合等に応じて適切な補強を行う。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化の恐れのある地盤に敷設する場合には、対策を実施する。</p> <p>(2) ポンプ場の対策 下水道管理者は、下水道総合地震対策計画にのっとり、順次耐震補強を行う。なお、液状化の恐れのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても耐震性能を有した施工とする。 また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p> <p>第4節 文化財の保護</p>	<p>る。また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要である。</p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>5 下水道 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3</u> 下水道管理者（市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>(1) 管渠施設の対策 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3</u> 下水道管理者は、既施設については、耐震診断を行って、その診断性能を明らかにし、耐震性能が不足する場合には、構造物の重要度や万一被災した場合等に応じて適切な補強を行う。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化の恐れのある地盤に敷設する場合には、対策を実施する。</p> <p>(2) ポンプ場の対策 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1</u> 下水道管理者は、下水道総合地震対策計画にのっとり、順次耐震補強を行う。なお、液状化の恐れのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても耐震性能を有した施工とする。 また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p> <p>第4節 文化財の保護</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																																											
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災意識の高揚 1月26日の「文化財防火デー」近辺で、防火訓練等を実施し、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 管理者に対する指導・助言 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。</p> <p>(3) 連絡・協力体制の確立 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するよう、指導、助言を行う。</p> <p>(4) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、防火壁等の施設の設置を促進する。</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>2 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(4) 碧南市における当該計画に基づいた事業</p> <p>ア 3条第3号 消防用施設 地震発生時に予想される火災から被災地住民の生命、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せて、消防水利施設、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="344 1402 1353 1539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業概要</th> <th rowspan="2">平成26年度 までの整備数</th> <th colspan="4">年度別整備計画</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設等 整備費補助事業</td> <td>耐震性貯水槽</td> <td>70</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>増強</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3条第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 地震時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地震後の<u>応急避難場所・避難所</u>として機能できるように、<u>次のとおり整備</u>を実施する。</p> <p>(7) <u>危険建物の改築事業</u> <u>構造上危険な小中学校の校舎等の改築を、計画的に実施する。</u></p> <table border="1" data-bbox="379 1801 1228 1843"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施設名称</th> <th>事業量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業概要	平成26年度 までの整備数	年度別整備計画				備考	27	28	29	30以降	消防防災施設等 整備費補助事業	耐震性貯水槽	70	0	1	0	0	増強	年度	施設名称	事業量	備考					<p>1 市における措置</p> <p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-6</u></p> <p>(1) 防災意識の高揚 1月26日の「文化財防火デー」近辺で、防火訓練等を実施し、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 管理者に対する指導・助言 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。</p> <p>(3) 連絡・協力体制の確立 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するよう、指導、助言を行う。</p> <p>(4) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、防火壁等の施設の設置を促進する。</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>2 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(4) 碧南市における当該計画に基づいた事業</p> <p>ア 3条第3号 消防用施設 地震発生時に予想される火災から被災地住民の生命、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せて、消防水利施設、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1402 2534 1539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業概要</th> <th rowspan="2">平成28年度 までの整備数</th> <th colspan="3">年度別整備計画</th> </tr> <tr> <th>29</th> <th>30以降</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設等 整備費補助事業</td> <td>耐震性貯水槽</td> <td>71</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>増強</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3条第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 地震時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地震後の<u>応急救護所</u>・避難所として機能できるように整備を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	事業名	事業概要	平成28年度 までの整備数	年度別整備計画			29	30以降	備考	消防防災施設等 整備費補助事業	耐震性貯水槽	71	0	0	増強	<p>策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 (「避難場所」「退避場所」等の文言整理)</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 (情報の更新等)</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
事業名				事業概要	平成26年度 までの整備数	年度別整備計画				備考																																			
	27	28	29			30以降																																							
消防防災施設等 整備費補助事業	耐震性貯水槽	70	0	1	0	0	増強																																						
年度	施設名称	事業量	備考																																										
事業名	事業概要	平成28年度 までの整備数	年度別整備計画																																										
			29	30以降	備考																																								
消防防災施設等 整備費補助事業	耐震性貯水槽	71	0	0	増強																																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																						
<table border="1" data-bbox="379 342 1225 394"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>南中学校</td> <td>校舎1棟</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 単独事業</p> <p>(1) 防災対策事業</p> <p>市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業（防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業）を実施する。</p> <p>ア 防災基盤整備事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業なし</p> <p>イ 公共施設等耐震化事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：地域防災計画その耐震改修を進める必要のある施設</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業</p> <p>市道等に架かる橋梁の耐震工事及び落橋防止工事を次表のとおり計画的に進めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="371 1312 1216 1640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th>平成27年度 まで整備数</th> <th>年度別整備計画 平成28年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震・落橋防止工事</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>該当橋梁</td> <td>港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、明石公園スカイブリッジ、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、明石公園さくら橋、曳舟橋</td> <td>長田橋（架替予定） <u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の事業</p> <p>市は、地震防災対策事業の推進を図るため、下記のとおり地震防災対象事業を実施する。</p>	平成27年度	南中学校	校舎1棟		事業名	平成27年度 まで整備数	年度別整備計画 平成28年度以降	耐震・落橋防止工事	20	1	該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、明石公園スカイブリッジ、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、明石公園さくら橋、曳舟橋	長田橋（架替予定） <u>（追加）</u>	<p>4 単独事業</p> <p>【参照項目】 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（5）5-2</p> <p>(1) 防災対策事業</p> <p>市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業（防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業）を実施する。</p> <p>ア 防災基盤整備事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業なし</p> <p>イ 公共施設等耐震化事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：地域防災計画その耐震改修を進める必要のある施設</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業</p> <p>市道等に架かる橋梁の耐震工事及び落橋防止工事を次表のとおり計画的に進めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1558 1312 2404 1640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th>平成27年度 まで整備数</th> <th>年度別整備計画 平成28年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震・落橋防止工事</td> <td>18</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>該当橋梁</td> <td>港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、（削除）臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、（削除）、曳舟橋</td> <td>長田橋（架替予定） 明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の事業</p> <p>市は、地震防災対策事業の推進を図るため、下記のとおり地震防災対象事業を実施する。</p>	事業名	平成27年度 まで整備数	年度別整備計画 平成28年度以降	耐震・落橋防止工事	18	3	該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、 （削除） 臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、 （削除） 、曳舟橋	長田橋（架替予定） 明石公園スカイブリッジ 、 明石公園さくら橋	<p>(事業の終了)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p>
平成27年度	南中学校	校舎1棟																						
事業名	平成27年度 まで整備数	年度別整備計画 平成28年度以降																						
	耐震・落橋防止工事	20	1																					
該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、明石公園スカイブリッジ、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、明石公園さくら橋、曳舟橋	長田橋（架替予定） <u>（追加）</u>																						
事業名	平成27年度 まで整備数	年度別整備計画 平成28年度以降																						
	耐震・落橋防止工事	18	3																					
該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、 （削除） 臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、 （削除） 、曳舟橋	長田橋（架替予定） 明石公園スカイブリッジ 、 明石公園さくら橋																						

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																																																																																																																													
<p>カ 排水機場の耐震補強整備 震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="246 474 1222 821"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水施設名</th> <th rowspan="2">診断年度</th> <th colspan="7">整備計画年度</th> </tr> <tr> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀川雨水ポンプ場</td> <td>H16 年度</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一ツ橋雨水ポンプ場</td> <td>H17 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨池雨水ポンプ場</td> <td>H17 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>大浜権現中継ポンプ場</td> <td>H21 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>ス 水道施設の整備 災害時に飲料水を供給するため、次のとおり計画的に事業を行う。</p> <p>(ア) 第 1 配水場の改築 第 1 配水場は、碧南市水道事業創設以来の施設で、耐震化されていないため、改築を実施する。</p> <p>(イ) 水道施設の耐震化 配水管路及び配水場施設の耐震化を実施する。</p> <p>(ウ) 応急給水拠点の整備 幹線配水管の耐震化に伴い、消火栓による応急給水設備の整備を実施する。また、35箇所の指定避難所を災害時の応急給水拠点とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 都市の防災性の向上</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 1688 1326 1824"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>担当課</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 (追加) マスタープラン等の作成</td> <td>(市) 都市計画課</td> <td>1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定</td> </tr> </tbody> </table>	排水施設名	診断年度	整備計画年度							H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 以降	堀川雨水ポンプ場	H16 年度	完了							一ツ橋雨水ポンプ場	H17 年度				完了				雨池雨水ポンプ場	H17 年度							→	大浜権現中継ポンプ場	H21 年度					完了			区分	担当課	主な措置	第 1 節 (追加) マスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定	<p>カ 排水機場の耐震補強整備 震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1433 474 2410 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水施設名</th> <th rowspan="2">診断年度</th> <th colspan="7">整備計画年度</th> </tr> <tr> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀川雨水ポンプ場</td> <td>H16 年度</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一ツ橋雨水ポンプ場</td> <td>H17 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨池雨水ポンプ場</td> <td>H17 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>大浜権現中継ポンプ場</td> <td>H21 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中田川ポンプ場</td> <td>H29 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>移動</td> </tr> </tbody> </table> <p>ス 水道施設の整備 災害時に飲料水を供給するため、次のとおり計画的に事業を行う。</p> <p>(ア) <u>配水場の耐震化</u> <u>耐震性を有していない第 2 配水場（1 期）の耐震化を実施する。</u></p> <p>(イ) <u>配水管の耐震化</u> <u>指定避難所等の応急給水拠点における給水を実現するため、基幹管路、重要給水施設へ至る配水管、緊急輸送道路の配水管の耐震化を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 都市の防災性の向上</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 1688 2513 1824"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>担当課</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 <u>都市計画</u>のマスタープラン等の作成</td> <td>(市) 都市計画課</td> <td>1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定</td> </tr> </tbody> </table>	排水施設名	診断年度	整備計画年度							H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 以降	堀川雨水ポンプ場	H16 年度	完了							一ツ橋雨水ポンプ場	H17 年度				完了				雨池雨水ポンプ場	H17 年度							→	大浜権現中継ポンプ場	H21 年度					完了			中田川ポンプ場	H29 年度							移動	区分	担当課	主な措置	第 1 節 <u>都市計画</u> のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定	<p>5. 碧南市各局における活動の反映等 (情報の更新等)</p> <p>5. 碧南市各局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属</p>
排水施設名			診断年度	整備計画年度																																																																																																																											
	H23	H24		H25	H26	H27	H28	H29 以降																																																																																																																							
堀川雨水ポンプ場	H16 年度	完了																																																																																																																													
一ツ橋雨水ポンプ場	H17 年度				完了																																																																																																																										
雨池雨水ポンプ場	H17 年度							→																																																																																																																							
大浜権現中継ポンプ場	H21 年度					完了																																																																																																																									
区分	担当課	主な措置																																																																																																																													
第 1 節 (追加) マスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定																																																																																																																													
排水施設名	診断年度	整備計画年度																																																																																																																													
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 以降																																																																																																																							
堀川雨水ポンプ場	H16 年度	完了																																																																																																																													
一ツ橋雨水ポンプ場	H17 年度				完了																																																																																																																										
雨池雨水ポンプ場	H17 年度							→																																																																																																																							
大浜権現中継ポンプ場	H21 年度					完了																																																																																																																									
中田川ポンプ場	H29 年度							移動																																																																																																																							
区分	担当課	主な措置																																																																																																																													
第 1 節 <u>都市計画</u> のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定																																																																																																																													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																		
<table border="1" data-bbox="261 344 1329 646"> <tr> <td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td>(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課 <u>(追加)</u></td> <td>1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市) 防災課、都市計画課、建築課</td> <td>1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策</td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課</td> <td>1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td> </tr> </table> <p data-bbox="243 720 742 756">第1節 <u>(追加)</u> マスタープラン等の策定</p> <p data-bbox="243 764 498 800">1 市における措置</p> <p data-bbox="270 808 742 844">(1) 都市計画のマスタープランの策定</p> <p data-bbox="296 850 1299 930">都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</p> <p data-bbox="270 938 635 974">(2) 防災街区整備方針の策定</p> <p data-bbox="296 980 1299 1060">地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。</p> <p data-bbox="243 1140 715 1176">第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p data-bbox="243 1184 507 1220">1 市における措置</p> <p data-bbox="270 1228 471 1264">(1) 道路の整備</p> <p data-bbox="296 1270 1299 1350">都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。</p> <p data-bbox="296 1356 1299 1480">このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</p> <p data-bbox="296 1486 1299 1566">また、災害時の緊急車両の活動を円滑に行うため、生活道路の整備、拡幅を推進する。</p> <p data-bbox="465 1751 1068 1793">第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課 <u>(追加)</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策	第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	<table border="1" data-bbox="1448 344 2516 646"> <tr> <td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td>(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課、<u>消防署</u></td> <td>1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市) 防災課、都市計画課、建築課</td> <td>1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策</td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課</td> <td>1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td> </tr> </table> <p data-bbox="1430 720 1988 756">第1節 <u>都市計画</u>のマスタープラン等の策定</p> <p data-bbox="1430 764 1685 800">1 市における措置</p> <p data-bbox="1457 808 1929 844">(1) 都市計画のマスタープランの策定</p> <p data-bbox="1484 850 2487 930">都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</p> <p data-bbox="1457 938 1822 974">(2) 防災街区整備方針の策定</p> <p data-bbox="1484 980 2487 1060">地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。</p> <p data-bbox="1430 1140 1902 1176">第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p data-bbox="1430 1184 1694 1220">1 市における措置</p> <p data-bbox="1430 1228 1581 1264"><u>[参照項目]</u></p> <p data-bbox="1430 1270 2226 1306"><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-3</u></p> <p data-bbox="1457 1314 1659 1350">(1) 道路の整備</p> <p data-bbox="1484 1356 2487 1436">都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。</p> <p data-bbox="1484 1442 2487 1566">このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</p> <p data-bbox="1484 1572 2487 1652">また、災害時の緊急車両の活動を円滑に行うため、生活道路の整備、拡幅を推進する。</p> <p data-bbox="1653 1751 2255 1793">第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課、 <u>消防署</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策	第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	<p data-bbox="2546 344 2783 424">資料【行動項目一覧】の反映</p> <p data-bbox="2546 720 2783 844">1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p data-bbox="2546 1140 2783 1306">2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課 <u>(追加)</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備																		
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策																		
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																		
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課、 <u>消防署</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備																		
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策																		
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																		

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																																				
<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 386 1302 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(市) 都市計画課、 建築課</td> <td>1 市における措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 液状化対策の推進</td> <td>(市) 防災課、 土木課</td> <td>1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成規制誘導</td> <td>(市) 都市計画課、 建築課 (追加)</td> <td>1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール (追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>(市) 防災課、 土木課</td> <td>1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備</td> <td>(市) 施設管理課</td> <td>1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 宅地造成の規制誘導</p> <p>1 市における措置 (追加)</p> <p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>1 市における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 市は、県が開催する土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	(市) 都市計画課、 建築課	1 市における措置	第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 都市計画課、 建築課 (追加)	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール (追加)	第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知	第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(市) 施設管理課	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 386 2487 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(市) 都市計画課、 建築課</td> <td>1 市における措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 液状化対策の推進</td> <td>(市) 防災課、 土木課</td> <td>1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成規制誘導</td> <td>(市) 都市計画課、 建築課、<u>防災課</u></td> <td>1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール <u>1 (2) 宅地危険箇所の耐震化</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>(市) 防災課、 土木課</td> <td>1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備</td> <td>(市) <u>建築課</u></td> <td>1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 宅地造成の規制誘導</p> <p>1 市における措置 <u>(2) 宅地危険箇所の耐震化</u> 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑动崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>1 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-1</u> (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 市は、県が開催する土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	(市) 都市計画課、 建築課	1 市における措置	第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 都市計画課、 建築課、 <u>防災課</u>	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール <u>1 (2) 宅地危険箇所の耐震化</u>	第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知	第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(市) <u>建築課</u>	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 土地利用の適正誘導	(市) 都市計画課、 建築課	1 市における措置																																				
第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及																																				
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 都市計画課、 建築課 (追加)	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール (追加)																																				
第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知																																				
第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(市) 施設管理課	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備																																				
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 土地利用の適正誘導	(市) 都市計画課、 建築課	1 市における措置																																				
第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及																																				
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 都市計画課、 建築課、 <u>防災課</u>	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール <u>1 (2) 宅地危険箇所の耐震化</u>																																				
第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、 土木課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知																																				
第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(市) <u>建築課</u>	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備																																				

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																																																																														
<p style="text-align: center;">第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 541 1308 1350"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11"><u>(追加)</u> 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="11">(市) 防災課 消防署 <u>(追加)</u></td> <td>1 (1) 防災施設等の整備</td> </tr> <tr> <td>1 (2) 防災用拠点施設の整備促進</td> </tr> <tr> <td>1 (3) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>1 (5) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>1 (6) 防災中枢機能の充実</td> </tr> <tr> <td>1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理</td> </tr> <tr> <td>1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備</td> </tr> <tr> <td>1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示</td> </tr> <tr> <td>2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用</td> </tr> <tr> <td>2 (2) 消防施設の整備促進</td> </tr> <tr> <td>2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td>3 消防署における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 救助・救急に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 非常用水源の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 罹災証明書の発行体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u> 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (1) 防災施設等の整備</p>	区 分	機関名	主 な 措 置	<u>(追加)</u> 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課 消防署 <u>(追加)</u>	1 (1) 防災施設等の整備	1 (2) 防災用拠点施設の整備促進	1 (3) 公的機関の業務継続性の確保	1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等	1 (5) 人材の育成等	1 (6) 防災中枢機能の充実	1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化	1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理	1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備	1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示	2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用	2 (2) 消防施設の整備促進	2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備	<u>(追加)</u>		3 消防署における措置			4 情報の収集・連絡体制の整備			5 救助・救急に係る施設・設備等			6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等			7 非常用水源の確保			8 物資の備蓄、調達供給体制の確保			9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策			10 災害廃棄物処理に係る事前対策			11 罹災証明書の発行体制の整備			<u>(追加)</u>	<p style="text-align: center;">第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 541 2496 1367"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13"><u>第 1 節</u> 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="13">(市) 防災課、<u>秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、</u>消防署</td> <td>1 (1) 防災施設等の整備</td> </tr> <tr> <td>1 (2) 防災用拠点施設の整備促進</td> </tr> <tr> <td>1 (3) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>1 (5) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>1 (6) 防災中枢機能の充実</td> </tr> <tr> <td>1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理</td> </tr> <tr> <td>1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備</td> </tr> <tr> <td>1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示</td> </tr> <tr> <td>2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用</td> </tr> <tr> <td>2 (2) 消防施設の整備促進</td> </tr> <tr> <td>2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備</td> </tr> <tr> <td><u>2 (4) 市業務継続計画等の策定・見直し</u></td> </tr> <tr> <td>3 消防署における措置</td> </tr> <tr> <td>4 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>5 救助・救急に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td>6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td>7 非常用水源の確保</td> </tr> <tr> <td>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>11 罹災証明書の発行体制の整備</td> </tr> <tr> <td><u>12 被災した学校の児童生徒に係る事前対策</u></td> </tr> <tr> <td><u>13 復旧体制の見直し</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第 1 節</u> 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 <u>[参照項目]</u></p>	区 分	機関名	主 な 措 置	<u>第 1 節</u> 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、 <u>秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、</u> 消防署	1 (1) 防災施設等の整備	1 (2) 防災用拠点施設の整備促進	1 (3) 公的機関の業務継続性の確保	1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等	1 (5) 人材の育成等	1 (6) 防災中枢機能の充実	1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化	1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理	1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備	1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示	2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用	2 (2) 消防施設の整備促進	2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備	<u>2 (4) 市業務継続計画等の策定・見直し</u>	3 消防署における措置	4 情報の収集・連絡体制の整備	5 救助・救急に係る施設・設備等	6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等	7 非常用水源の確保	8 物資の備蓄、調達供給体制の確保	9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	10 災害廃棄物処理に係る事前対策	11 罹災証明書の発行体制の整備	<u>12 被災した学校の児童生徒に係る事前対策</u>	<u>13 復旧体制の見直し</u>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																																																																														
<u>(追加)</u> 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課 消防署 <u>(追加)</u>	1 (1) 防災施設等の整備																																																																														
		1 (2) 防災用拠点施設の整備促進																																																																														
		1 (3) 公的機関の業務継続性の確保																																																																														
		1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																																																														
		1 (5) 人材の育成等																																																																														
		1 (6) 防災中枢機能の充実																																																																														
		1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化																																																																														
		1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理																																																																														
		1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備																																																																														
		1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示																																																																														
		2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用																																																																														
2 (2) 消防施設の整備促進																																																																																
2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備																																																																																
<u>(追加)</u>		3 消防署における措置																																																																														
		4 情報の収集・連絡体制の整備																																																																														
		5 救助・救急に係る施設・設備等																																																																														
		6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等																																																																														
		7 非常用水源の確保																																																																														
		8 物資の備蓄、調達供給体制の確保																																																																														
		9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																																																														
		10 災害廃棄物処理に係る事前対策																																																																														
		11 罹災証明書の発行体制の整備																																																																														
		<u>(追加)</u>																																																																														
区 分	機関名	主 な 措 置																																																																														
<u>第 1 節</u> 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、 <u>秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、</u> 消防署	1 (1) 防災施設等の整備																																																																														
		1 (2) 防災用拠点施設の整備促進																																																																														
		1 (3) 公的機関の業務継続性の確保																																																																														
		1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																																																														
		1 (5) 人材の育成等																																																																														
		1 (6) 防災中枢機能の充実																																																																														
		1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化																																																																														
		1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理																																																																														
		1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備																																																																														
		1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示																																																																														
		2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用																																																																														
		2 (2) 消防施設の整備促進																																																																														
		2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備																																																																														
<u>2 (4) 市業務継続計画等の策定・見直し</u>																																																																																
3 消防署における措置																																																																																
4 情報の収集・連絡体制の整備																																																																																
5 救助・救急に係る施設・設備等																																																																																
6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等																																																																																
7 非常用水源の確保																																																																																
8 物資の備蓄、調達供給体制の確保																																																																																
9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																																																																
10 災害廃棄物処理に係る事前対策																																																																																
11 罹災証明書の発行体制の整備																																																																																
<u>12 被災した学校の児童生徒に係る事前対策</u>																																																																																
<u>13 復旧体制の見直し</u>																																																																																

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③ 電気・水・食料等の確保 ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤ 重要な行政データのバックアップ ⑥ 非常時優先業務の整理</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方</p>	<p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-1</u> <u>碧南市業務継続計画 3-3</u></p> <p>(1) 防災施設等の整備 地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③ 電気・水・食料等の確保 ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤ 重要な行政データのバックアップ ⑥ 非常時優先業務の整理</p> <p><u>本庁舎が使用できなくなった場合における災害対策本部（会議室 4・5）の代替設置場所として、庁舎内の使用可能会議室（議員大会議室や会議室 3 など）及び市役所東駐車場を候補地とする。</u></p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-6</u> 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべ</p>	<p>料【行動項目一覧】の反映 5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>4. 今年度新たに締結された災害時応援協定に関する事項の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

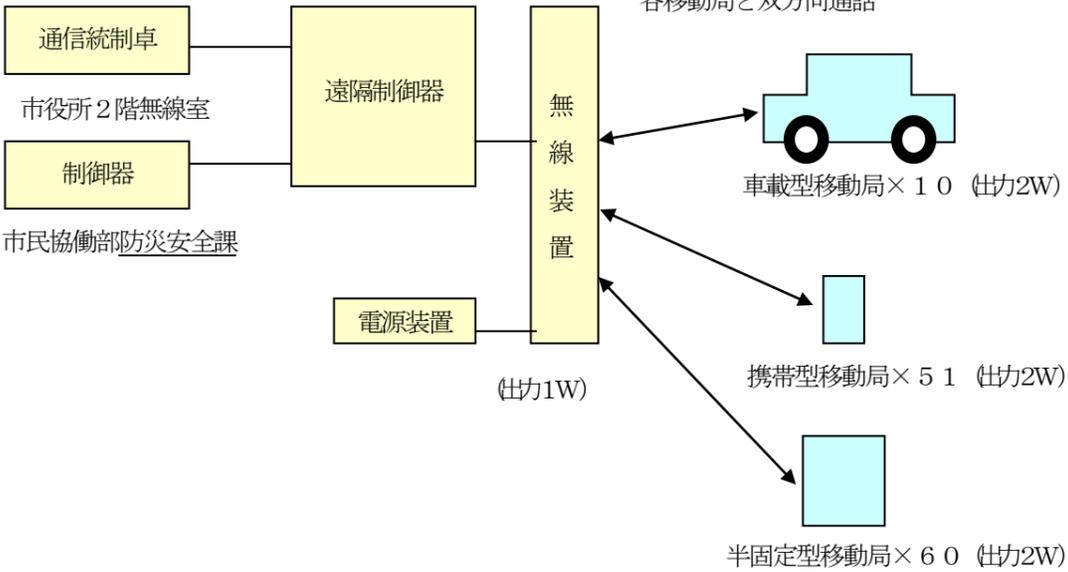
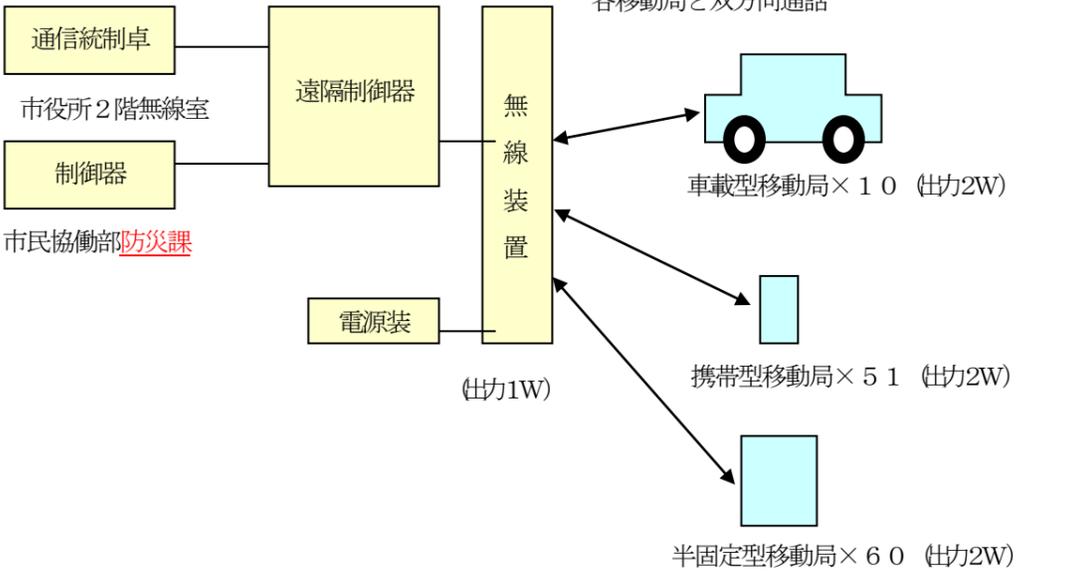
碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(5) 人材の育成等 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度^(追加)の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 ^(追加)保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 ^(追加)</p> <p>2 市における措置 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。 （ア）防災行政無線 （イ）全国瞬時警報システム（J-ALERT） （ウ）県が整備した防災情報システム （エ）衛星携帯電話</p>	<p>き対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(5) 人材の育成等 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-6</u> 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・<u>内容</u>の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市業務継続計画3-4</u> <u>市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u> <u>また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u> <u>職員等のための水、食料等は、3日から1週間分を備蓄する。また、職員は各自3日分程度の食料・水を参集時に持参することとする。</u></p> <p>2 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-3</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-1</u> (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画2. 4. 1</u></p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 3. 碧南市地震時応急復旧計画の</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(オ) へきなん防災メール イ 市はサーバーの外部設置等により、情報通信網が被災した場合でも随時にホームページが更新可能な環境確保に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 消防署における措置 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、石油コンビナート等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。 ◆資料編（資料5-1）消防用資機材等保有状況</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p>	<p>ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。 (ア) 防災行政無線 (イ) 全国瞬時警報システム（J-ALERT） (ウ) 県が整備した防災情報システム (エ) 衛星携帯電話 (オ) へきなん防災メール イ 市はサーバーの外部設置等により、情報通信網が被災した場合でも随時にホームページが更新可能な環境確保に努める。</p> <p><u>(4) 市業務継続計画等の策定・見直し</u> <u>市は、県の支援を受けて、業務継続計画等の策定・見直しを行う。</u></p> <p>3 消防署における措置 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1-3</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、石油コンビナート等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。 ◆資料編（資料5-1）消防用資機材等保有状況</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6-1</u> (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p>	<p>反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （対策の追加事項）</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>エ 防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 <u>(追加)</u></p> <p>オ 防災行政無線局の通信系統 市で整備された防災行政無線局の通信系統は次のとおり。 (ア) 防災行政無線（移動系）</p>  <p>5 救助・救急に係る施設・設備等 担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 また、市は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸</p>	<p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>エ 防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 <u>また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p>オ 防災行政無線局の通信系統 市で整備された防災行政無線局の通信系統は次のとおり。 (ア) 防災行政無線（移動系）</p>  <p>5 救助・救急に係る施設・設備等 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-6</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-1</u> 担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努めるとともに、市において定期的に井戸水の水質検査を実施する。</p> <p>6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等 災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等が必要な場合は、碧南市災害復旧協議会員等の機械を借り上げるものとする。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。</p> <p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。 (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p>	<p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努めるとともに、市において定期的に井戸水の水質検査を実施する。</p> <p>6 道路等の復旧等に係る施設・設備等 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 4. 3. 1</u> 災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等が必要な場合は、碧南市災害復旧協議会員等の機械を借り上げるものとする。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。</p> <p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-1</u> (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。 (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p>	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対 策減災計画付属 資料【行動項目一 覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（2）2-1</u></p>	
<p>9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</p> <p>(1) <u>（追加）</u> 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。</p>	<p>9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</p> <p>(1) <u>市は</u>、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p>
<p>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</p> <p>11 罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-3</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6-7</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 9. 3. 1</u></p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p><u>(2) 県災害廃棄物処理計画に係る対策</u></p> <p><u>市は、県が愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき実施する市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制整備に協力するものとする。また、県が実施する人材育成・訓練に参加、協力するものとする。</u></p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</p> <p>11 罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害廃棄物処理計画策定）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>2. 碧南市地震対</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 避難行動の促進対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。 ○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 ○ 市長は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所</u>や指定避難所の指定及び整備、避難計画 	<p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-1</u></p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>1 2 被災した学校の児童生徒に係る事前対策</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-6</u></p> <p>市は、<u>再開できない学校の児童生徒の受入れについて検討を行う。また、被災した校舎の復旧について、事前に検討を行う。</u></p> <p>1 3 復旧体制の見直し</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-5</u></p> <p>市は、<u>既存の定められた計画（地震時応急復旧計画・職員非常配備体制表・災害時行動マニュアル（地震編）・避難所開設・運営マニュアル）を定期的に見直し、実行性の確保に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 避難行動の促進対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。 ○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 ○ 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所 <u>(一時退避場所、火災時退避場所)</u> や指 	<p>策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 (「避難場所」「退避場所」等の文言整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																																				
<p>の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 667 1341 1289"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</td> <td>(市) 防災課 <u>(追加)</u></td> <td>1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td> </tr> <tr> <td>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</td> <td>(市) 防災課、土木課</td> <td>1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td>(市) 防災課、防災上重要な施設の管理者 <u>(追加)</u></td> <td>避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	(市) 防災課 <u>(追加)</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	(市) 防災課、土木課	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u>	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 防災課、防災上重要な施設の管理者 <u>(追加)</u>	避難計画の作成	第5節 避難に関する意識啓発	(市) 防災課	1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 <u>(追加)</u>	<p>定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 667 2528 1360"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u></td> <td>1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>及び避難路の指定等</td> <td>(市) 防災課、土木課</td> <td>1 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) <u>(削除)</u>事前準備</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td>(市) 防災課、<u>土木課、警察署</u>、防災上重要な施設の管理者</td> <td>避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 <u>1 (3) 防災設備等の表記</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>【参照項目】</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1-5</u></p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらか</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保	第2節 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> 及び避難路の指定等	(市) 防災課、土木課	1 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> の指定 2 避難路の選定	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) <u>(削除)</u> 事前準備	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 防災課、 <u>土木課、警察署</u> 、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成	第5節 避難に関する意識啓発	(市) 防災課	1 (1) <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> 等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 <u>1 (3) 防災設備等の表記</u>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映（表記の修正）</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等（「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等（整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	(市) 防災課 <u>(追加)</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																																				
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	(市) 防災課、土木課	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定																																				
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u>																																				
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 防災課、防災上重要な施設の管理者 <u>(追加)</u>	避難計画の作成																																				
第5節 避難に関する意識啓発	(市) 防災課	1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 <u>(追加)</u>																																				
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																																				
第2節 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> 及び避難路の指定等	(市) 防災課、土木課	1 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> の指定 2 避難路の選定																																				
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) <u>(削除)</u> 事前準備																																				
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 防災課、 <u>土木課、警察署</u> 、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成																																				
第5節 避難に関する意識啓発	(市) 防災課	1 (1) <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> 等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 <u>1 (3) 防災設備等の表記</u>																																				

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>第2節 避難場所及び避難路の指定等</p> <p>1 緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>（追加）</u></p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(1) <u>広域避難場所</u></p> <p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により<u>広域避難場所</u>を選定し、確保する。なお、選定した場合には、<u>広域避難場所</u>及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</p> <p>ア <u>広域避難場所</u>は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</p> <p>イ <u>広域避難場所</u>における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>ウ <u>広域避難場所</u>は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。</p> <p>エ <u>広域避難場所</u>内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</p> <p>オ <u>広域避難場所</u>は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</p> <p>カ <u>広域避難場所</u>は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。</p> <p>キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</p>	<p>はじめ検討しておく。</p> <p>第2節 避難場所及び避難路の指定等</p> <p>1 <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を<u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>また、指定した緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(1) <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u></p> <p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により<u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>を選定し、確保する。なお、選定した場合には、<u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</p> <p>ア <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</p> <p>イ <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>ウ <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。</p> <p>エ <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</p> <p>オ <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</p> <p>カ <u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。</p> <p>キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(2) 一時避難場所 市は、<u>広域避難場所</u>へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を<u>一時避難場所</u>として選定し、確保する。 なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては<u>広域避難場所</u>と同様の取扱いとする。 ◆資料編（資料8-1）<u>一時避難場所及び広域避難場所</u></p> <p>(3) 一時待避所の指定 市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時待避所とし、指定を推進する。 ◆資料編（資料8-4）<u>災害発生時における一時待避所</u> ◆資料編（資料12-31）災害発生時等における一時待避所の使用に関する覚書</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、<u>避難指示</u>、避難勧告、<u>避難準備情報</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準等については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的なものとする</p>	<p>川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</p> <p>(2) <u>一時避難場所（一時退避場所）</u> 市は、<u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を<u>一時避難場所（一時退避場所）</u>として選定し、確保する。 なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては<u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>と同様の取扱いとする。 ◆資料編（資料8-1）<u>一時退避場所及び火災時退避場所</u></p> <p>(3) 一時待避所（<u>一時退避場所</u>）の指定 市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時待避所（<u>一時退避場所</u>）とし、指定を推進する。 ◆資料編（資料8-1）<u>一時退避場所及び火災時退避場所</u> ◆資料編（資料12-31）災害発生時等における一時待避所の使用に関する覚書</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、<u>避難指示（緊急）</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準等については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示（緊急）</u>等を発令することを基本とした具体的なものとする</p>	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(3)判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>(1) 市の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （ア）給水措置 （イ）給食措置 （ウ）毛布、寝具等の支給 （エ）衣料、日用必需品の支給 （オ）負傷者に対する応急救護 オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 （ア）緊急避難場所、避難所の秩序保持</p>	<p>(3) （削除）事前準備 市は、<u>避難勧告等の解除</u>を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 <u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（2）2-5</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6-1</u> 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p> <p>(1) 市の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 イ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所への経路及び誘導方法 エ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （ア）給水措置 （イ）給食措置 （ウ）毛布、寝具等の支給 （エ）衣料、日用必需品の支給</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(イ) 避難者に対する災害情報の伝達 (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ) 避難者に対する各種相談業務 カ 災害時における広報 (ア) 広報車による周知 (イ) 住民組織を通ずる広報</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。さらに、平素から非常の事態に備え、避難訓練の実施、登下校の心得及び各家庭への連絡方法等適切な行動・処置ができるようにする。</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急避難場所</u>及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発 1 市における措置 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急避難場所</u>や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、<u>緊急避難場所</u>・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生</p>	<p>(オ) 負傷者に対する応急救護 オ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の秩序保持 (イ) 避難者に対する災害情報の伝達 (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ) 避難者に対する各種相談業務 カ 災害時における広報 (ア) 広報車による周知 (イ) 住民組織を通ずる広報</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。さらに、平素から非常の事態に備え、避難訓練の実施、登下校の心得及び各家庭への連絡方法等適切な行動・処置ができるようにする。</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発 1 市における措置 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>・避難所・災害危険地域等</p>	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>緊急避難場所等</u>の広報 市は、<u>緊急避難場所</u>や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア <u>緊急避難場所</u>、避難所の名称 イ <u>緊急避難場所</u>、避難所の所在位置 ウ <u>緊急避難場所</u>、避難所への経路 エ <u>緊急避難場所</u>、避難所の区分 オ その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること <p>(2) 避難のための知識の普及 市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるように努める。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、<u>指定緊急避難場所</u>への移動を原則とすること 避難の際には発生するおそれのある災害に適した<u>指定緊急避難場所</u>を避難先として選択すべきであること（特に、<u>指定緊急避難場所</u>と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること） 避難時の周囲の状況等により、<u>指定緊急避難場所</u>への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきこと <p>ウ <u>緊急避難場所</u>、避難所滞在中の心得</p>	<p>を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>等の広報 市は、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の名称 イ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の所在位置 ウ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所への経路 エ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の区分 オ その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>と指定避難所の役割が違うこと <u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>は災害種別に応じて指定がなされていること <p>(2) 避難のための知識の普及 市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるように努める。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、<u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>への移動を原則とすること 避難の際には発生するおそれのある災害に適した<u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>を避難先として選択すべきであること（特に、<u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること） 避難時の周囲の状況等により、<u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の<u>安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」での待避等を行うべきこと <p>ウ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所滞在中の心得</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																								
<p>(3) その他 <u>(追加)</u> 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="270 919 1338 1388"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>(市)防災課 <u>(追加)</u></td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>(市)防災課、高齢介護課、福祉課、 社会福祉施設等管理者 <u>(追加)</u></td> <td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市)防災課 <u>(追加)</u></td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (1) 避難所等の整備 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。 <u>(追加)</u></p>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	(市)防災課 <u>(追加)</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u>	第2節 要配慮者支援対策	(市)防災課、高齢介護課、福祉課、 社会福祉施設等管理者 <u>(追加)</u>	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	(市)防災課 <u>(追加)</u>	帰宅困難者対策	<p>(3) その他 <u>ア</u> 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を<u>図る</u>よう努める。 <u>イ</u> 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>ウ</u> 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1457 919 2525 1440"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>(市)防災課、<u>秘書情報課、経営企画課、庶務課、高齢介護課、福祉課、健康課、下水道課、環境課、学校教育課、国保年金課、生涯学習課、文化創造課等避難所施設</u></td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 <u>1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>(市)防災課、高齢介護課、福祉課、<u>こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会</u>、社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市)防災課、<u>国保年金課</u></td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-2</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-3</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-5</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-3</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-3</u></p>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	(市)防災課、 <u>秘書情報課、経営企画課、庶務課、高齢介護課、福祉課、健康課、下水道課、環境課、学校教育課、国保年金課、生涯学習課、文化創造課等避難所施設</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 <u>1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保</u>	第2節 要配慮者支援対策	(市)防災課、高齢介護課、福祉課、 <u>こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会</u> 、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	(市)防災課、 <u>国保年金課</u>	帰宅困難者対策	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 5. 碧南市各部局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 3. 碧南市地震時応急復旧計画の</p>
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の指定・整備	(市)防災課 <u>(追加)</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u>																								
第2節 要配慮者支援対策	(市)防災課、高齢介護課、福祉課、 社会福祉施設等管理者 <u>(追加)</u>	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策																								
第3節 帰宅困難者対策	(市)防災課 <u>(追加)</u>	帰宅困難者対策																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の指定・整備	(市)防災課、 <u>秘書情報課、経営企画課、庶務課、高齢介護課、福祉課、健康課、下水道課、環境課、学校教育課、国保年金課、生涯学習課、文化創造課等避難所施設</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 <u>1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保</u>																								
第2節 要配慮者支援対策	(市)防災課、高齢介護課、福祉課、 <u>こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会</u> 、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策																								
第3節 帰宅困難者対策	(市)防災課、 <u>国保年金課</u>	帰宅困難者対策																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>エ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを</p>	<p><u>碧南市地震時応急復旧計画3. 3. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画5. 4. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画6. 3. 2</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8. 3. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8. 3. 2</u></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画5. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画5. 2</u></p> <p>市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政区を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p><u>なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画5. 3. 1</u></p> <p>ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p><u>ウ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p><u>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</u></p> <p><u>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避</u></p>	<p>反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等 イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等 ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 市は、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 <u>（追加）</u> ◆資料編（資料7-2）資機材等備蓄一覧表</p>	<p>難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（2）2-2</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画5.3.1</u> 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等 イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等 ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画5.3.1</u> ア 市は、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」や「<u>妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン</u>」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所毎に運営体制の整備を図るものとする。 なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 イ 市は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u> ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 ◆資料編（資料7-2）資機材等備蓄一覧表</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映 3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項） 1. 県の地域防災</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p><u>(追加)</u></p> <p>第 2 節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。</p>	<p><u>(6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保</u></p> <p><u>市は、関係機関と連携して、避難者の心身のケアに関する実施体制を事前に検討し、整備するものとする。</u></p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-6</u></p> <p>第 2 節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-3</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2) 2-5</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画 6. 3. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画 6. 4. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画 6. 4. 2</u></p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。</p>	<p>計画の修正の反映 (熊本地震を踏まえた修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び自主防災会とする。 <u>（追加）</u></p> <p>オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報保護に十分配慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。</p> <p>カ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。 <u>（追加）</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</p>	<p>避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び自主防災会とする。 <u>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p> <p>オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報保護に十分配慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。</p> <p>カ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、<u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、</u>災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p><u>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1－7</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画7. 3</u></p>	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 （風水害編との整合）</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																																				
<p style="text-align: center;">第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 743 1341 1297"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>消防署</td> <td>1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 危険物等の保安確保の指導</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防力の整備強化</td> <td>(市) 防災課、消防署</td> <td>1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化</td> </tr> <tr> <td>第3節 危険物施設防災計画</td> <td>消防署</td> <td>1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立</td> </tr> <tr> <td>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</td> <td>高圧ガス製造施設の管理者</td> <td>1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策</td> </tr> <tr> <td>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</td> <td>毒物劇物取扱施設の管理者 <u>(追加)</u></td> <td>毒物劇物取扱施設の防災対策の強化</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 火災予防対策に関する指導</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 一般家庭に対する指導</p> <p>消防署は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 火災予防対策に関する指導	消防署	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 危険物等の保安確保の指導	第2節 消防力の整備強化	(市) 防災課、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化	第3節 危険物施設防災計画	消防署	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	毒物劇物取扱施設の管理者 <u>(追加)</u>	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化	<p>市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 743 2528 1318"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>消防署</td> <td>1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 <u>2 (1) 危険物等保安確保の指導</u> <u>2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 消防力の整備強化</td> <td>(市) 防災課、消防署</td> <td>1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化</td> </tr> <tr> <td>第3節 危険物施設防災計画</td> <td>消防署</td> <td>1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立</td> </tr> <tr> <td>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</td> <td>高圧ガス製造施設の管理者</td> <td>1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策</td> </tr> <tr> <td>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</td> <td><u>(市) 環境課</u>、毒物劇物取扱施設の管理者</td> <td>毒物劇物取扱施設の防災対策の強化</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 火災予防対策に関する指導</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-3</u></p> <p>(1) 一般家庭に対する指導</p> <p>消防署は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 火災予防対策に関する指導	消防署	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 <u>2 (1) 危険物等保安確保の指導</u> <u>2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</u>	第2節 消防力の整備強化	(市) 防災課、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化	第3節 危険物施設防災計画	消防署	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	<u>(市) 環境課</u> 、毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対 策減災計画付属 資料【行動項目一 覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震 対策減災計画 付属資料【行動 項目一覧】の反 映</p>
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 危険物等の保安確保の指導																																				
第2節 消防力の整備強化	(市) 防災課、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化																																				
第3節 危険物施設防災計画	消防署	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立																																				
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策																																				
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	毒物劇物取扱施設の管理者 <u>(追加)</u>	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化																																				
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 <u>2 (1) 危険物等保安確保の指導</u> <u>2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</u>																																				
第2節 消防力の整備強化	(市) 防災課、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化																																				
第3節 危険物施設防災計画	消防署	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立																																				
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策																																				
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	<u>(市) 環境課</u> 、毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化																																				

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>2 危険物等の保安確保の指導 <u>（追加）</u></p> <p>消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。</p> <p>なお、衣浦東部広域連合の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2節 消防力の整備強化</p> <p>市及び消防署は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。</p> <p>(1) 消防力の整備強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 消防施設等の整備強化</p> <p>「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。</p> <p>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</p> <p>1 毒物劇物取扱施設の管理者における措置</p> <p>次の事項を重点として施設の防災対策を強化する。</p>	<p>2 危険物等の保安確保の指導 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1-8</u></p> <p><u>(1) 危険物等保安確保の指導</u></p> <p>消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。</p> <p>なお、衣浦東部広域連合の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 震災時の出火防止対策の推進</u></p> <p><u>市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u></p> <p>第2節 消防力の整備強化</p> <p>市及び消防署は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。</p> <p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（4）4-1</u></p> <p>(1) 消防力の整備強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 消防施設等の整備強化</p> <p>「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。</p> <p>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</p> <p>1 毒物劇物取扱施設の管理者における措置</p> <p><u>【参照項目】</u></p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																														
<p>(1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。</p> <p>(2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。</p> <p>(3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。</p> <p>(4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。</p> <p>(5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。</p>	<p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-8</u></p> <p>次の事項を重点として施設の防災対策を強化する。</p> <p>(1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。</p> <p>(2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。</p> <p>(3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。</p> <p>(4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。</p> <p>(5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。</p>	<p>資料【行動項目一覧】の反映</p>																														
<p>第9章 津波等予防対策</p>	<p>第9章 津波等予防対策</p>																															
<p>主な機関の措置</p>	<p>主な機関の措置</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署(追加)</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 津波防災知識の普及</td> <td>(市) 防災課(追加)</td> <td>1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</td> </tr> <tr> <td>第4節 津波等防災事業の推進</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署(追加)</td> <td>1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署(追加)	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置	第3節 津波防災知識の普及	(市) 防災課(追加)	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署(追加)	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署、<u>藤井達吉現代美術館</u></td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 津波防災知識の普及</td> <td>(市) 防災課、<u>生涯学習課</u></td> <td>1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</td> </tr> <tr> <td>第4節 津波等防災事業の推進</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木課、<u>資産活用課、商工課、公園緑地課</u>、下水道課、消防署</td> <td>1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署、 <u>藤井達吉現代美術館</u>	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置	第3節 津波防災知識の普及	(市) 防災課、 <u>生涯学習課</u>	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、土木課、 <u>資産活用課、商工課、公園緑地課</u> 、下水道課、消防署	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>
区分	機関名	主な措置																														
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定																														
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署(追加)	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置																														
第3節 津波防災知識の普及	(市) 防災課(追加)	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等																														
第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署(追加)	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等																														
区分	機関名	主な措置																														
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定																														
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署、 <u>藤井達吉現代美術館</u>	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置																														
第3節 津波防災知識の普及	(市) 防災課、 <u>生涯学習課</u>	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等																														
第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、土木課、 <u>資産活用課、商工課、公園緑地課</u> 、下水道課、消防署	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等																														

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>第2節 津波防災体制の充実</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p>(1) 市及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。</p> <p>(2) 津波警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難指示</u>等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。</p> <p>2 市における措置</p> <p>市は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。</p> <p>(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</p>	<p>第2節 津波防災体制の充実</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-2</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画5. 3. 1</u></p> <p>(1) 市及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。</p> <p>(2) 津波警報、<u>避難指示（緊急）</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難指示（緊急）</u>等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。</p> <p>2 市における措置</p> <p><u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-2</u></p> <p>市は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。</p> <p>(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示（緊急）</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示（緊急）</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 市における措置</p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難指示等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。その際には、市で作成したハザードマップや標高マップ等を活用する。</p> <p>2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</p> <p>市、漁業協同組合、漁船所有者、住民等がそれぞれの団体の計画又は役割分担に従って定期的に情報伝達、避難、漁具等の流出防止等緊急応急対策についての訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。</p> <p>第4節 津波等防災事業の推進</p> <p>1 津波に強いまちづくりの推進</p> <p>(1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p> <p>3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等</p> <p>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。</p> <p>(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</p>	<p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-2</u></p> <p>不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 市における措置</p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報等及び<u>避難指示（緊急）</u>等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。その際には、市で作成したハザードマップや標高マップ等を活用する。</p> <p>2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-2</u></p> <p>市、漁業協同組合、漁船所有者、住民等がそれぞれの団体の計画又は役割分担に従って定期的に情報伝達、避難、漁具等の流出防止等緊急応急対策についての訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。</p> <p>第4節 津波等防災事業の推進</p> <p>1 津波に強いまちづくりの推進</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-2</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-1</u></p> <p>(1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p> <p>3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5) 5-2</u></p>	<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (避難情報の名称変更)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																														
<p>(2) 防潮堤、堤防、水門等の補強・耐震化の促進及び水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画</p> <p>(3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 961 1317 1388"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 資料の整備</td> <td>(市) 防災課</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課 <u>(追加)</u></td> <td>1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課 消防署</td> <td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等</p> <p>(1) 相互応援協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 資料の整備	(市) 防災課	資料の整備	第 2 節 広域応援体制の整備	(市) 防災課 <u>(追加)</u>	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	第 3 節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備	(市) 防災課 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	<u>(追加)</u>			<p>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。</p> <p>(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</p> <p>(2) 防潮堤、堤防、水門等の補強・耐震化の促進及び水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-2</u></p> <p>(3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 961 2502 1486"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 資料の整備</td> <td>(市) 防災課</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課、<u>建築課、 環境課、資産活用課、 経営企画課、健康課、 市民病院</u></td> <td>1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課 消防署</td> <td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td> </tr> <tr> <td><u>第 4 節 支援物資の円滑な受援 供給体制の整備</u></td> <td><u>(市) 防災課</u></td> <td><u>1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-4</u></p> <p>(1) 相互応援協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 資料の整備	(市) 防災課	資料の整備	第 2 節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、 <u>建築課、 環境課、資産活用課、 経営企画課、健康課、 市民病院</u>	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	第 3 節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備	(市) 防災課 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	<u>第 4 節 支援物資の円滑な受援 供給体制の整備</u>	<u>(市) 防災課</u>	<u>1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等</u>	<p>料【行動項目一覧】 の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】 の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】 の反映</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																														
第 1 節 資料の整備	(市) 防災課	資料の整備																														
第 2 節 広域応援体制の整備	(市) 防災課 <u>(追加)</u>	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備																														
第 3 節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備	(市) 防災課 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																														
<u>(追加)</u>																																
区 分	機関名	主 な 措 置																														
第 1 節 資料の整備	(市) 防災課	資料の整備																														
第 2 節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、 <u>建築課、 環境課、資産活用課、 経営企画課、健康課、 市民病院</u>	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備																														
第 3 節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備	(市) 防災課 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																														
<u>第 4 節 支援物資の円滑な受援 供給体制の整備</u>	<u>(市) 防災課</u>	<u>1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等</u>																														

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(2) 民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書 <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u> なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p> <p>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 1 緊急消防援助隊 市及び消防署は、大規模災害の発生に備え、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向</p>	<p>(2) 民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずる<u>ことにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書 <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（2）2-4</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6-4</u> 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u></p> <p>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p> <p>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 1 緊急消防援助隊 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1-6</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																												
<p>上及び受援体制の確立に努めるものとする。 特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 1558 1341 1852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第 1 節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="7">(市) 防災課、学校教育課、消防署 <u>(追加)</u></td> <td>1 (1) 総合防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1 (2) 津波防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1 (3) 浸水対策訓練</td> </tr> <tr> <td>1 (4) 動員訓練</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>1 (5) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td>1 (6) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td>1 (7) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td>2 通信連絡訓練</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 防災訓練の実施	(市) 防災課、学校教育課、消防署 <u>(追加)</u>	1 (1) 総合防災訓練	1 (2) 津波防災訓練	1 (3) 浸水対策訓練	1 (4) 動員訓練	<u>(追加)</u>	1 (5) 防災訓練の指導協力	1 (6) 訓練の検証	1 (7) 図上訓練等	2 通信連絡訓練	<p>市及び消防署は、大規模災害の発生に備え、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。 特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。</p> <p>第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p><u>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</u> 県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 訓練・検証等</u> 県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 1558 2528 1852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">第 1 節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="8">(市) 防災課、<u>国保年金課、商工課、学校教育課、消防署、全課</u></td> <td>1 (1) 総合防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1 (2) 津波防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1 (3) 浸水対策訓練</td> </tr> <tr> <td>1 (4) 動員訓練</td> </tr> <tr> <td><u>1 (5) 広域応援訓練</u></td> </tr> <tr> <td>1 (6) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td>1 (7) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td>1 (8) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td>2 通信連絡訓練</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 防災訓練の実施	(市) 防災課、 <u>国保年金課、商工課、学校教育課、消防署、全課</u>	1 (1) 総合防災訓練	1 (2) 津波防災訓練	1 (3) 浸水対策訓練	1 (4) 動員訓練	<u>1 (5) 広域応援訓練</u>	1 (6) 防災訓練の指導協力	1 (7) 訓練の検証	1 (8) 図上訓練等	2 通信連絡訓練	<p>の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (熊本地震を踏まえた修正事項)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (熊本地震を踏ま</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																												
第 1 節 防災訓練の実施	(市) 防災課、学校教育課、消防署 <u>(追加)</u>	1 (1) 総合防災訓練																												
		1 (2) 津波防災訓練																												
		1 (3) 浸水対策訓練																												
		1 (4) 動員訓練																												
		<u>(追加)</u>																												
		1 (5) 防災訓練の指導協力																												
		1 (6) 訓練の検証																												
1 (7) 図上訓練等																														
2 通信連絡訓練																														
区 分	機関名	主 な 措 置																												
第 1 節 防災訓練の実施	(市) 防災課、 <u>国保年金課、商工課、学校教育課、消防署、全課</u>	1 (1) 総合防災訓練																												
		1 (2) 津波防災訓練																												
		1 (3) 浸水対策訓練																												
		1 (4) 動員訓練																												
		<u>1 (5) 広域応援訓練</u>																												
		1 (6) 防災訓練の指導協力																												
		1 (7) 訓練の検証																												
		1 (8) 図上訓練等																												
2 通信連絡訓練																														

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
		3 (1) 計画の策定及び周知徹底 3 (2) 訓練の実施 3 (3) 訓練の反省			3 (1) 計画の策定及び周知徹底 3 (2) 訓練の実施 3 (3) 訓練の反省	えた修正事項 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課 (追加)	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、 <u>建築課、土木課</u>	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承	
第3節 防災のための教育	(市) 防災課、 学校教育課 (追加)	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識の かん 養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員の防災教育	第3節 防災のための教育	(市) 防災課、 学校教育課、 <u>こども課</u>	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識の かん 養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員の防災教育	
	中部運輸局	3 中部運輸局における措置		中部運輸局	3 中部運輸局における措置	
	防災関係機関	4 防災教育の実施		防災関係機関	4 防災教育の実施	
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市) 防災課、 建築課、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断及び現地診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市) 防災課、 建築課、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断及び現地診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施	
<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p>			<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-3</u></p> <p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-1</u></p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p><u>(5) 広域応援訓練</u></p> <p><u>県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u></p>			<p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (熊本地震を踏まえた修正事</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(5) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 <u>（追加）</u></p> <p>(6) 訓練の検証 市は、訓練後には訓練結果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>(7) 図上訓練等 市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び警察における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>他市町村等</u>と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p>	<p>(6) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは<u>自主</u>防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 <u>さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>(7) 訓練の検証 市は、訓練後には訓練結果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 図上訓練等 市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び警察における措置 <u>【参照項目】</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-4</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6-3</u> (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や民間事業者等</u>と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p>	<p>項</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (熊本地震を踏まえた修正事項)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>イ 東海地震の予知に関する知識 ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容 エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (追加) オ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識 カ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 キ 正確な情報の入手 ク 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 ケ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 コ 警報等や避難指示等の意味と内容 サ 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動 ス 避難生活に関する知識 セ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと） ソ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 タ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>(5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、(追加)被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、市及び県等は、その制度の普及(追加)促進に努めるものとする。</p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置 学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小</p>	<p>イ 東海地震の予知に関する知識 ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容 エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 オ <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> カ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識 キ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 ク 正確な情報の入手 ケ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 コ 地域の<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難路に関する知識 サ 警報等や<u>避難勧告</u>等の意味と内容 シ 緊急地震速報、津波警報等発表時や<u>避難勧告</u>等の発令時にとるべき行動 ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動 セ 避難生活に関する知識 ソ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと） タ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>(5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、<u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから</u>、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。<u>そのため</u>、県、市町村等は、<u>被災した場合でも、一定の保証が得られるよう</u>、その制度の普及<u>及び市民の地震保険・共済への加入の</u>促進に努めるものとする。</p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置 <u>[参照項目]</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （熊本地震を踏まえた修正事項）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。</p> <p>2 市における措置 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。なお、地震防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 1 市における措置</p> <p>(3) 地震に関する相談の実施 地震についての不安を持っている市民のために、市及び防災関係機関は、相談に応ずるものとする。なお、各相談窓口は、以下のとおり。 ア 総合相談窓口 (市) 防災課 イ 建築相談窓口 (市) 建築課 ウ 消防相談窓口 衣浦東部広域連合碧南消防署</p> <p>第12章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>主な機関の措置</p>	<p><u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4) 4-1</u> 学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。</p> <p>2 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6) 6-1</u> 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。なお、地震防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 1 市における措置</p> <p>(3) 地震に関する相談の実施 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3) 3-2</u> 地震についての不安を持っている市民のために、市及び防災関係機関は、相談に応ずるものとする。なお、各相談窓口は、以下のとおり。 ア 総合相談窓口 (市) 防災課 イ 建築相談窓口 (市) 建築課 ウ 消防相談窓口 衣浦東部広域連合碧南消防署</p> <p>第12章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映</p> <p>5. 碧南市各部</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加) 震災に関する調査研究の推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	(追加) 震災に関する調査研究の推進	(市) 防災課	1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 震災に関する調査研究の推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第1節 震災に関する調査研究の推進	(市) 防災課	1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査	局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）
区分	機関名	主な措置																
(追加) 震災に関する調査研究の推進	(市) 防災課	1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査																
区分	機関名	主な措置																
第1節 震災に関する調査研究の推進	(市) 防災課	1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査																
<p>1 震災に関する調査研究の推進</p> <p>これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ねてきたところであり、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。</p> <p>(5) 防災カルテ等の整備</p> <p>市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。</p>			<p>第1節 震災に関する調査研究の推進</p> <p>これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ねてきたところであり、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。</p> <p>(5) 防災カルテ等の整備</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1</u></p> <p>市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。</p>			5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）												
<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>基本方針</p> <p>○ 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</p>			<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>基本方針</p> <p>○ 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</p>			2. 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】の反映												
						5. 碧南市各部局												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																												
<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 541 1338 1318"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>(市) 防災課 防災関係機関</td> <td>1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 1 (4) 災害救助法が適用された場合の体制 1 (5) 勤務時間外における体制の整備 1 (6) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (7) 本部員会議 1 (8) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (9) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 職員の派遣要請</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第 252 条 17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条） <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>市は、当該区域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。</p>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	(市) 防災課 防災関係機関	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 1 (4) 災害救助法が適用された場合の体制 1 (5) 勤務時間外における体制の整備 1 (6) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (7) 本部員会議 1 (8) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (9) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策	第 2 節 職員の派遣要請	(市) 防災課	1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第 252 条 17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条） <u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市職員非常配備体制表 非常配備基準</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 541 2522 1495"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>(市) 防災課 防災関係機関</td> <td>1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 <u>(削除)</u> 1 (4) 勤務時間外における体制の整備 1 (5) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (6) 本部員会議 1 (7) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (8) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 職員の派遣要請</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第 252 条 17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条） <u>4 被災市町村への市職員の派遣</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 節 <u>災害救助法の適用</u></td> <td>県</td> <td><u>1 (1) 災害救助法の適用</u> <u>1 (2) 救助の実施</u> <u>1 (3) 市町村への委任</u> <u>1 (4) 救助の委任の留意点</u> <u>1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u></td> </tr> <tr> <td><u>(市) 防災課</u></td> <td><u>2 (1) 救助の実施</u> <u>2 (2) 県が行う救助の補助</u></td> </tr> <tr> <td><u>日本赤十字社 愛知県支部</u></td> <td><u>3 救助の実施</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 2. 2. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 2. 2. 2</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 2. 2. 3</u></p>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	(市) 防災課 防災関係機関	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 <u>(削除)</u> 1 (4) 勤務時間外における体制の整備 1 (5) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (6) 本部員会議 1 (7) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (8) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策	第 2 節 職員の派遣要請	(市) 防災課	1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第 252 条 17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条） <u>4 被災市町村への市職員の派遣</u>	第 3 節 <u>災害救助法の適用</u>	県	<u>1 (1) 災害救助法の適用</u> <u>1 (2) 救助の実施</u> <u>1 (3) 市町村への委任</u> <u>1 (4) 救助の委任の留意点</u> <u>1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u>	<u>(市) 防災課</u>	<u>2 (1) 救助の実施</u> <u>2 (2) 県が行う救助の補助</u>	<u>日本赤十字社 愛知県支部</u>	<u>3 救助の実施</u>	<p>における活動の反映等</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																												
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	(市) 防災課 防災関係機関	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 1 (4) 災害救助法が適用された場合の体制 1 (5) 勤務時間外における体制の整備 1 (6) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (7) 本部員会議 1 (8) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (9) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策																												
第 2 節 職員の派遣要請	(市) 防災課	1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第 252 条 17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条） <u>(追加)</u>																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																												
区 分	機関名	主 な 措 置																												
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	(市) 防災課 防災関係機関	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 <u>(削除)</u> 1 (4) 勤務時間外における体制の整備 1 (5) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (6) 本部員会議 1 (7) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (8) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策																												
第 2 節 職員の派遣要請	(市) 防災課	1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第 252 条 17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条） <u>4 被災市町村への市職員の派遣</u>																												
第 3 節 <u>災害救助法の適用</u>	県	<u>1 (1) 災害救助法の適用</u> <u>1 (2) 救助の実施</u> <u>1 (3) 市町村への委任</u> <u>1 (4) 救助の委任の留意点</u> <u>1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u>																												
	<u>(市) 防災課</u>	<u>2 (1) 救助の実施</u> <u>2 (2) 県が行う救助の補助</u>																												
	<u>日本赤十字社 愛知県支部</u>	<u>3 救助の実施</u>																												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(7) 本部員会議 本部員会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。</p> <p>(8) 本部組織及び本部各班の分担事務 碧南市職員非常配備体制表のとおりとする。 なお、災害対策活動については、相互間の連絡を密にしてこの活動の円滑なる推進ができるよう協力する。</p> <p>(9) 標識等 (略)</p> <p>2 職員動員計画 (1) 非常配備の基準</p> <p>職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 非常連絡及び動員 気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部員会議の開催又は本部長（市長）の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。</p>	<p>市は、当該区域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。</p> <p>(6) 本部員会議 本部員会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。</p> <p>(7) 本部組織及び本部各班の分担事務 碧南市職員非常配備体制表のとおりとする。 なお、災害対策活動については、相互間の連絡を密にしてこの活動の円滑なる推進ができるよう協力する。</p> <p>(8) 標識等 (略)</p> <p>2 職員動員計画 (1) 非常配備の基準</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画2. 3. 1</u> 職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。 (略)</p> <p>(3) 非常連絡及び動員 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画2. 3. 2</u> 気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部員会議の開催又は本部長（市長）の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

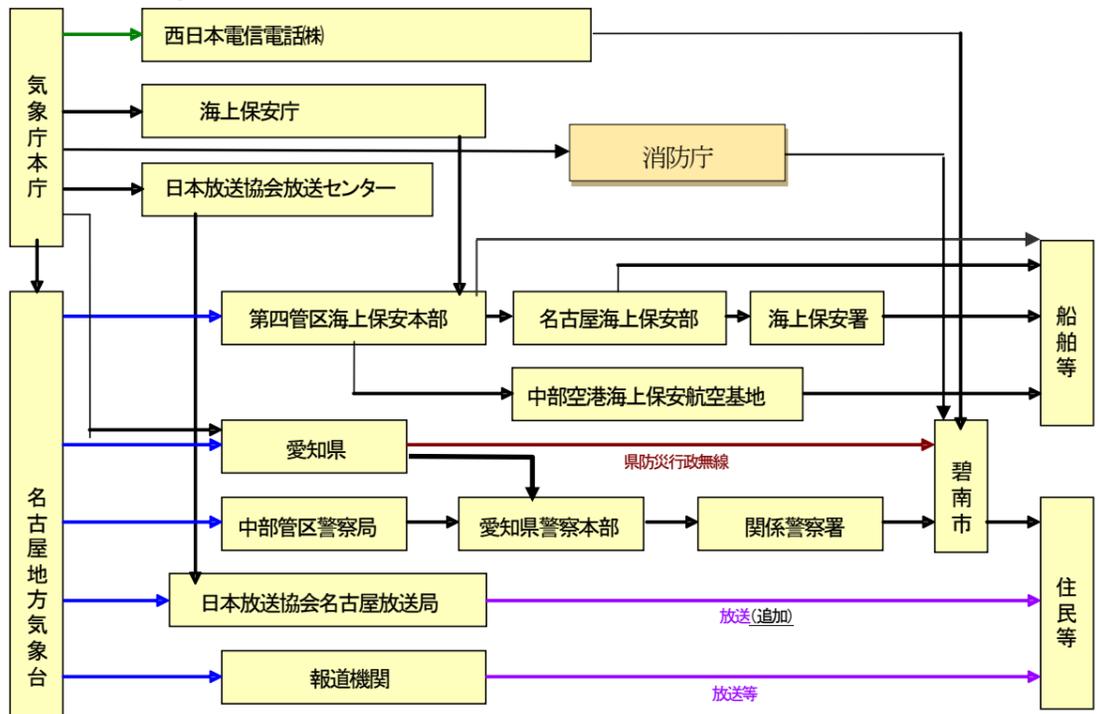
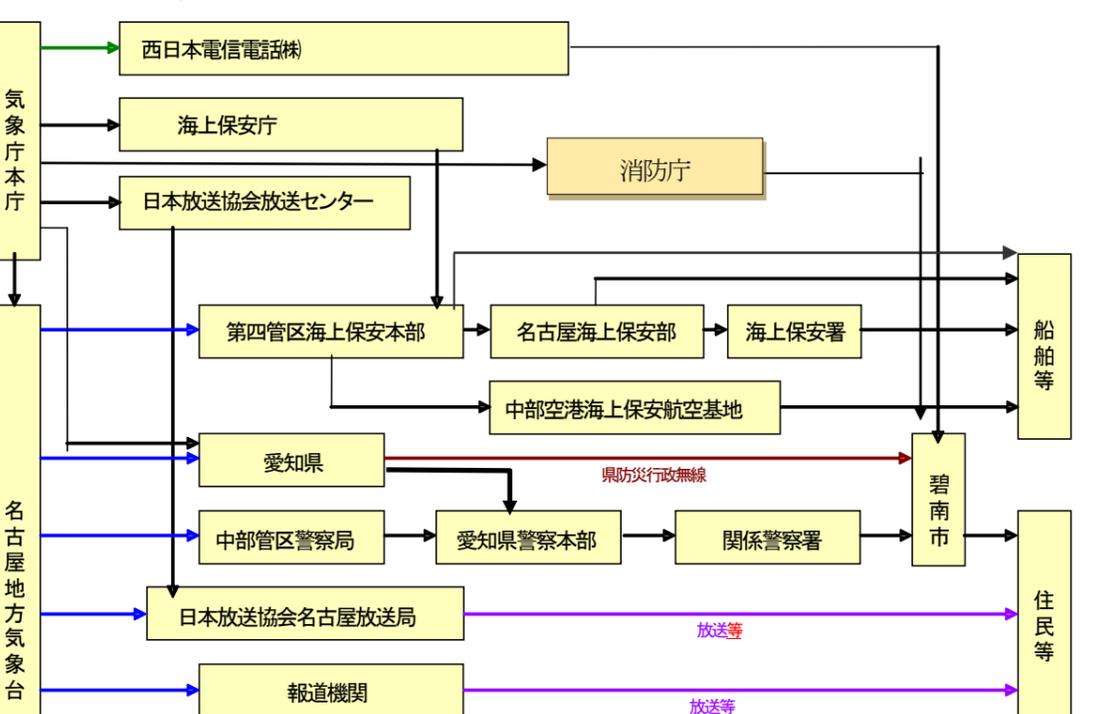
碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																							
<p>第2節 職員の派遣要請</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 職員の派遣要請</p> <p><u>4 被災市町村への職員の派遣</u> 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p><u>第3節 災害救助法の適用</u></p> <p><u>1 県における措置</u></p> <p><u>(1) 災害救助法の適用</u> 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p><u>(2) 救助の実施</u> 知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p> <p><u>(3) 市町村への委任</u> 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1470 2537 1879"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正事項）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害救助法に関する記載の充実）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害救助法に関する記載の充実）</p>
救助の種類	実施者																								
	局地災害の場合	広域災害の場合																							
避難所の設置	市（県が委任）																								
応急仮設住宅の設置	県																								
食品の給与	市（県が委任）																								
飲料水の給与	市（県が委任）																								
被服、寝具の給与	市（県が委任）																								
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部																							

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																
	<table border="1" data-bbox="1513 342 2540 877"> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任） 県</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1469 953 2487 1163"> <u>(4) 救助の委任の留意点</u> <u>市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。</u> </p> <p data-bbox="1469 1171 2487 1339"> <u>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u> <u>知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</u> </p> <p data-bbox="1433 1419 1967 1451"> <u>2 市における措置（災害救助法第 13 条）</u> </p> <p data-bbox="1469 1461 2487 1583"> <u>(1) 救助の実施</u> <u>市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</u> </p> <p data-bbox="1469 1591 2415 1671"> <u>(2) 県が行う救助の補助</u> <u>市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</u> </p> <p data-bbox="1433 1680 2318 1711"> <u>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条）</u> </p> <p data-bbox="1469 1722 2487 1801"> <u>日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。</u> </p>	被災者の救出	市（県が委任）	住宅の応急修理	市町村（県が委任） 県	学用品の給与		市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県	埋葬	市（県が委任）	死体の搜索及び処理	市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	<p data-bbox="2546 953 2783 1163"> 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害救助法に関する記載の充実） </p> <p data-bbox="2546 1419 2783 1625"> 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害救助法に関する記載の充実） </p>
被災者の救出	市（県が委任）																	
住宅の応急修理	市町村（県が委任） 県																	
学用品の給与																		
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																	
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県																	
埋葬	市（県が委任）																	
死体の搜索及び処理	市（県が委任）																	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p style="text-align: center;">第2章 避難行動</p> <p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワークや市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <p>(注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 避難行動</p> <p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワークや市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。<u>伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u></p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(2) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <p>(注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示等</p> <p>津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</p> <p>なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</p> <p>イ 避難準備情報</p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</p> <p>ウ 屋内避難</p> <p>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき</p>	<p>第2節 避難の指示</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画2. 1. 1</u></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示等</p> <p>津波警報等を覚知した場合、<u>市長は</u>直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な<u>避難指示（緊急）等を発令する</u>ものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p><u>避難指示（緊急）の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</u></p> <p><u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</u></p> <p>イ <u>地震に伴うその他の災害</u></p> <p><u>地震に伴うその他の災害</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>勧告又は</u>指示する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の反 映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (防災基本計画 の修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (避難勧告等に 関するガイド ラインの改定)</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>は、<u>屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p><u>エ 対象地域の設定</u> <u>避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は<u>屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 市 → 方面本部（西三河県民事務所等） → 知事</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。</p> <p>3 避難の勧告・指示の内容 市長等避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難勧告又は<u>指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>4 避難の措置と周知 避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「<u>屋内安全確保</u>」等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 市 → 方面本部（西三河県民事務所等） → 知事</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。</p> <p>3 避難の勧告・指示の内容 市長等避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>4 避難の措置と周知 避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</p>	<p>(表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (避難情報の名称変更)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (サービス提供の終了)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>オフトーク通信</u>、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>ウ 避難の勧告・指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。 ○ 市及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、<u>災害に関する情報の共有</u>に努める。 ○ 県、市町村及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。 	<p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>(削除)</u>、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>ウ 避難の勧告・指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者の支援 [参照項目] <u>碧南市地震時応急復旧計画6. 3. 1</u> (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。 ○ 市は、<u>災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと</u>、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。 ○ 県、市町村及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。 	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 （防災基本計画 の修正事項）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由																								
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課</td> <td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 防災課、秘書情報課</td> <td>1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施事項 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 公聴活動</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告	第2節 通信手段の確保	(市) 防災課	1 通信手段の確保	第3節 広報・広聴	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施事項 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 公聴活動	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課</td> <td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 防災課、秘書情報課</td> <td>1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告	第2節 通信手段の確保	(市) 防災課	1 通信手段の確保	第3節 広報・広聴	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p>
区分	機関名	主な措置																												
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告																												
第2節 通信手段の確保	(市) 防災課	1 通信手段の確保																												
第3節 広報・広聴	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施事項 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 公聴活動																												
区分	機関名	主な措置																												
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告																												
第2節 通信手段の確保	(市) 防災課	1 通信手段の確保																												
第3節 広報・広聴	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動																												
<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p>			<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p>			<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (避難情報の名称変更)</p> <p>1. 県の地域防災</p>																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録市町村又は都道府県 <u>(追加)</u> に連絡するものとする。</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 (略)</p> <p>第2節 通信手段の確保 1 市における措置</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用 各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。</p> <p>ア 一般電話及び電報 (ア) 災害時優先電話 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</p> <p>(イ) 非常扱いの電報 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</p> <p>(ウ) 緊急扱いの電報 非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非</p>	<p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録市町村又は都道府県 <u>(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)</u> に連絡するものとする。</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画2</u> (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 (略)</p> <p>第2節 通信手段の確保 1 市における措置</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用 各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。</p> <p>ア 一般電話及び電報 (ア) 災害時優先電話 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</p> <p>(イ) 非常扱いの電報 <u>天災、事変その他の非常事態</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合の<u>災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な</u>事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</p> <p>(ウ) 緊急扱いの電報 非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを</p>	<p>計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (サービス提供の終了)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																								
<p>常扱いの電報の次順位として取り扱われる。</p> <p>第3節 広報</p> <p>1 広報活動 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市民に対して必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺をふせぐ等被害を最小限度にとどめようとするものである。</p> <p>2 広聴活動 市は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="243 1465 1329 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 防災課、 経営企画課</td> <td>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体</td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 防災課、経営 企画課</td> <td>1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体	第5節 労務計画	(市) 防災課、経営 企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給	<p>要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。</p> <p>第3節 広報</p> <p>1 広報活動 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 2. 4. 1</u> 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市民に対して必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺をふせぐ等被害を最小限度にとどめようとするものである。</p> <p>2 広聴活動 市は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。 <u>また、広聴活動に係る人員が不足する場合は、協定に基づき関係機関に応援を要請する。</u> <u>◆資料編（資料12-50）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 碧海支部）</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1430 1465 2516 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 防災課、 経営企画課</td> <td>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体</td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 防災課、経営 企画課</td> <td>1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体	第5節 労務計画	(市) 防災課、経営 企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>4. 今年度新たに 締結された災害時 応援協定に関する 事項の反映</p> <p>5. 碧南市各部局 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p>
区分	機関名	主な措置																								
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲																								
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体																								
第5節 労務計画	(市) 防災課、経営 企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給																								
区分	機関名	主な措置																								
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲																								
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体																								
第5節 労務計画	(市) 防災課、経営 企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、経営企画課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点	第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、経営企画課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点	
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、土木課、健康課、経営企画課、行政課 (追加)	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、土木課、健康課、経営企画課、行政課、 資産活用課	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給	
<p>第2節 応援部隊等による広域応援等</p> <p>2 応援要員の受入れ体制</p> <p>市が災害応急対策を実施するにあたり、市外から必要な応援要員を導入した場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設、食料、燃料、重機等について、可能な限り準備するものとする。</p>			<p>第2節 応援部隊等による広域応援等</p> <p>2 応援要員の受入れ体制</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画14.1</u></p> <p>市が災害応急対策を実施するにあたり、市外から必要な応援要員を導入した場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設、食料、燃料、重機等について、可能な限り準備するものとする。</p>			3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映
<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置</p> <p>(1) 市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 (市対碧南市社会福祉協議会)</p>			<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画14.2.2</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画14.3</u></p> <p>(1) 市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 (市対碧南市社会福祉協議会)</p>			3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映
<p>3 協力が予想されるボランティア団体</p> <p>碧南防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、MRC、県内外からのボランティア</p>			<p>3 協力が予想されるボランティア団体</p> <p>碧南防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、MRC、県内外からのボランティア</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画14.2.2</u></p>			3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>第6節 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。 ○ 救出にあたっては、要配慮者を優先する。 ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、愛知県防災航空隊に依頼して、防災ヘリコプターを活用する。 <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び消防署における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>	<p>第6節 防災活動拠点 <u>削除</u> (略)</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。 ○ 救出にあたっては、要配慮者を優先する。 ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、愛知県防災航空隊に依頼して、防災ヘリコプターを活用する。 <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画3. 1</u></p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び消防署における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部署の変更等)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																																								
<p style="text-align: center;">第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 ○ 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。 ○ 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。 <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="261 1182 1353 1818"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣及び派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院</td> <td>○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣及び派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動				碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動				碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送				<p style="text-align: center;">第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 ○ 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。 ○ 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。 <p>[参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画3. 1</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1448 1182 2540 1818"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院</td> <td>○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動				碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動				碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送				<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正)</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																						
県	○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣及び派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																									
碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																									
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送																																									
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																						
県	○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																									
碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																									
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送																																									

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）		改正案		改正理由																																		
DMAT 指定医療機関	○DMATの活動 →	DMAT 指定医療機関	○DMATの活動 →																																			
日本赤十字社 愛知県支部	○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 →	日本赤十字社 愛知県支部	○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 →																																			
県医師会	○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 →	県医師会	○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 →																																			
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 医療救護</td> <td>(市)健康課、 在宅ケアセンター、市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>2 重傷患者等の受入れ・広域搬送</td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>3 地域内搬送・病院支援・現場活動</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>4 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(市)防災課</td> <td>5 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2節 防疫・保健衛生</td> <td>(市)環境課、健康課(追加)</td> <td>1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市)健康課、 在宅ケアセンター、市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送	DMAT指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施	(市)防災課	5 災害救助法の適用	第2節 防疫・保健衛生	(市)環境課、健康課(追加)	1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 医療救護</td> <td>(市)健康課、 (削除)市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>2 重傷患者等の受入れ・広域搬送</td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>3 地域内搬送・病院支援・現場活動</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>4 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(市)防災課</td> <td>5 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2節 防疫・保健衛生</td> <td>(市)環境課、健康課、<u>学校 教育課、国保年金課</u></td> <td>1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市)健康課、 (削除) 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送	DMAT指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施	(市)防災課	5 災害救助法の適用	第2節 防疫・保健衛生	(市)環境課、健康課、 <u>学校 教育課、国保年金課</u>	1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係	<p>5. 碧南市各部局 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p>
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 医療救護	(市)健康課、 在宅ケアセンター、市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																				
	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送																																				
	DMAT指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動																																				
	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施																																				
	(市)防災課	5 災害救助法の適用																																				
	第2節 防疫・保健衛生	(市)環境課、健康課(追加)	1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係																																			
		区分	機関名	主な措置																																		
第1節 医療救護		(市)健康課、 (削除) 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																			
		災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送																																			
		DMAT指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動																																			
		碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施																																			
		(市)防災課	5 災害救助法の適用																																			
		第2節 防疫・保健衛生	(市)環境課、健康課、 <u>学校 教育課、国保年金課</u>	1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係																																		
			<p>第1節 医療救護</p> <p>1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>ア 市は、市民病院を拠点として医療活動を行うほか、市内各小学校(追加)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>イ 医療救護の本部は市役所内(会議室1)に置き、ボランティア医師の受け入れ等の準備を行う。</p> <p>ウ 医療救護班は各小学校の医療救護所のほか、次に掲げる施設を利用して臨機</p>		<p>第1節 医療救護</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画3. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画3. 4. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画3. 4. 2</u></p> <p>1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>ア 市は、市民病院を拠点として医療活動を行うほか、市内<u>6</u>小学校(<u>日進小学校以外</u>)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うと</p>		<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部局 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の</p>																															

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>応急な医療活動に努める。また、必要に応じ巡回救護を行う。</p> <p>(ア) 市内の病院及び診療所の外科診療施設 (イ) 近隣市町村内の病院又は診療所の外来診療施設</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班（適用前は第1医療班。以下同様とする）によって行うものとする。医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、市内各小学校医療救護所に分散備蓄しておくものとする。</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に、市及び県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合には、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。</p> <p>◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 防疫組織及び機材</p> <p>市は、県に準じて、市災害対策本部の中に市の職員（環境班）による防疫班（3人構成基準）を設ける。また、防疫に必要な機材は以下のとおりである。</p>	<p>ともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>イ 医療救護の本部は市役所内（会議室1）に置き、ボランティア医師の受け入れ等の準備を行う。</p> <p>ウ 医療救護班は6小学校の医療救護所のほか、次に掲げる施設を利用して臨機応急な医療活動に努める。また、必要に応じ巡回救護を行う。</p> <p>(ア) 市内の病院及び診療所の外科診療施設 (イ) 近隣市町村内の病院又は診療所の外来診療施設</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班（適用前は第1医療班。以下同様とする）によって行うものとする。医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、市内6小学校医療救護所に分散備蓄しておくものとする。</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> <u>（削除）</u></p> <p>◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画3. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画3. 4. 1</u></p> <p>1 市における措置</p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画8. 4</u></p>	<p>変更等)</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (災害救助法に関する記載の充実)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>(9) 動物の保護</p> <p>ア 市は、被災動物の保護については県に協力要請を行い、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>イ <u>医師会等</u>関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。 ○ 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。 ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。 ○ 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。 	<p>(1) 防疫組織及び機材</p> <p>市は、県に準じて、市災害対策本部の中に市の職員（環境班）による防疫班（3人構成基準）を設ける。また、防疫に必要な機材は以下のとおりである。</p> <p>(9) 動物の保護</p> <p>ア 市は、被災動物の保護については県に協力要請を行い、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>イ <u>（削除）</u>関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。 ○ 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。 ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。 ○ 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。 <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 4. 1</u></p>	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）		改正案		改正理由																																																																																																														
<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察</td> <td>○交通規制等の実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>○情報収集、警戒、取締り</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>空港管理者</td> <td>○施設の使用停止 ○応急復旧活動</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>港湾等管理者</td> <td>○応急復旧活動 ○応援要求</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○応急復旧活動 ○応援要求</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県警察	○交通規制等の実施	→	→	→	第四管区海上保安本部	○情報収集、警戒、取締り	→	→	→	中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援	→	→	→	愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	→	→	→	空港管理者	○施設の使用停止 ○応急復旧活動	→	→	→	港湾等管理者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→	鉄道事業者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→	県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	→	→	→	碧南市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→	→	→	中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	→	→	→	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察</td> <td>○交通規制等の実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>○情報収集、警戒、取締り</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>空港管理者</td> <td>○施設の使用停止 ○応急復旧活動</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>港湾等管理者</td> <td>○応急復旧活動 ○応援要求</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○応急復旧活動 ○応援要求</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県警察	○交通規制等の実施	→	→	→	第四管区海上保安本部	○情報収集、警戒、取締り	→	→	→	中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援	→	→	→	愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	→	→	→	空港管理者	○施設の使用停止 ○応急復旧活動	→	→	→	港湾等管理者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→	鉄道事業者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→	県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	→	→	→	碧南市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→	→	→	中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	→	→	→	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																														
県警察	○交通規制等の実施	→	→	→																																																																																																														
第四管区海上保安本部	○情報収集、警戒、取締り	→	→	→																																																																																																														
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援	→	→	→																																																																																																														
愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	→	→	→																																																																																																														
空港管理者	○施設の使用停止 ○応急復旧活動	→	→	→																																																																																																														
港湾等管理者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→																																																																																																														
鉄道事業者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→																																																																																																														
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	→	→	→																																																																																																														
碧南市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→	→	→																																																																																																														
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	→	→	→																																																																																																														
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																														
県警察	○交通規制等の実施	→	→	→																																																																																																														
第四管区海上保安本部	○情報収集、警戒、取締り	→	→	→																																																																																																														
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援	→	→	→																																																																																																														
愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	→	→	→																																																																																																														
空港管理者	○施設の使用停止 ○応急復旧活動	→	→	→																																																																																																														
港湾等管理者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→																																																																																																														
鉄道事業者	○応急復旧活動 ○応援要求	→	→	→																																																																																																														
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	→	→	→																																																																																																														
碧南市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→	→	→																																																																																																														
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	→	→	→																																																																																																														
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置				<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p>																																																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																																																																
区分	機関名	主な措置																																																																																																																

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 大震災発生時の交通規制計画 1 (7) エリア交通規制 1 (8) 交通情報の収集及び提供 2 自衛官及び消防職員における措置 3 規制の標識等 4 規制の報告等 5 発見者における措置 6 自動車運転者の措置 7 相互協力	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 大震災発生時の交通規制計画 1 (7) エリア交通規制 1 (8) 交通情報の収集及び提供 2 自衛官及び消防職員における措置 3 規制の標識等 4 規制の報告等 5 発見者における措置 6 自動車運転者の措置 7 相互協力	
第2節 道路施設対策	(市) 防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1 (3) 緊急災害派遣隊による活動支援 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急復旧対策の実施 1 (6) 関係機関との協力体制 2 中部地方整備局における措置 3 愛知県道路公社における措置	第2節 道路施設対策	(市) 防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1 (3) 緊急災害派遣隊による活動支援 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急復旧対策の実施 1 (6) 関係機関との協力体制 2 中部地方整備局における措置 3 愛知県道路公社における措置	
第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者 (市) 防災課、土木課、 第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 2 第四管区海上保安本部における措置 3 木材等の航路障害物の除去	第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者 (市) 防災課、土木課、 第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 2 第四管区海上保安本部における措置 3 木材等の航路障害物の除去	
第4節 鉄道施設対策	(市) 防災課、 鉄道事業者	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 緊急対応措置の実施 1 (3) 応急復旧活動の実施	第4節 鉄道施設対策	(市) 防災課、 鉄道事業者	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 緊急対応措置の実施 1 (3) 応急復旧活動の実施	
第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 防災課、行政課、 <u>(追加)</u> 輸送機関 (鉄軌道事業者、 自動車運送事業者等) 中部運輸局	1 (1) 緊急輸送の方針 1 (2) 緊急輸送車両等の確保等 1 (3) 緊急輸送車両確保要領 1 (4) 市災害対策本部における配車の要請 1 (5) 自衛隊への輸送要請 1 (6) 従事命令による輸送力の確保 1 (7) 人力等による輸送 2 輸送機関における措置 3 中部運輸局の措置 4 港湾・漁港管理者の措置 5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 6 緊急通行車両の事前届出及び確認	第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 防災課、行政課、 <u>資 産活用課</u> 、輸送機関 (鉄軌 道事業者、自動車運送事業 者等) 中部運輸局	1 (1) 緊急輸送の方針 1 (2) 緊急輸送車両等の確保等 1 (3) 緊急輸送車両確保要領 1 (4) 市災害対策本部における配車の要請 1 (5) 自衛隊への輸送要請 1 (6) 従事命令による輸送力の確保 1 (7) 人力等による輸送 2 輸送機関における措置 3 中部運輸局の措置 4 港湾・漁港管理者の措置 5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 6 緊急通行車両の事前届出及び確認	
第1節 道路交通規制等 1 県警察における措置			第1節 道路交通規制等 1 県警察における措置			1. 県の地域防災計画の修正の反映

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、<u>道路管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p> <p>6 自動車運転者の措置 (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置を取ることとし、原則として徒歩で避難すること。 オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままと<u>追加</u>し、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。 ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。 (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所 (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 警察官又は<u>道路管理者</u>の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p>7 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ<u>道路管理者</u>及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>第2節 道路施設対策</p>	<p>(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p> <p>6 自動車運転者の措置 (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置を取ることとし、原則として徒歩で避難すること。 オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままと<u>するか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこと</u>とし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。 ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。 (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所 (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 警察官又は<u>道路管理者等</u>の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p>7 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ<u>道路管理者等</u>及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>第2節 道路施設対策</p>	<p>（災害対策基本法の一部改正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （交通の方法に関する教則改正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害対策基本法の一部改正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害対策基本法の一部改正）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</p> <p>イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の<u>指定</u>状況、う回路等の情報について、道路情報板等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。</p> <p>(6) 関係機関との協力体制</p> <p>国、県等の関係機関とは管理協定等により、災害時には強力な協同体制が得られるように要請できるものとする。</p> <p>◆資料編（資料6－3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p> <p>◆資料編（資料1 2－3 3）災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 状況の把握</p> <p>ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。</p> <p>イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画4. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画4. 4. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画4. 4. 2</u></p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</p> <p>イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の<u>確保</u>状況、う回路等の情報について、道路情報板等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。</p> <p>(6) 関係機関との協力体制</p> <p>国、県等の関係機関とは管理協定等により、災害時には強力な協同体制が得られるように要請できるものとする。</p> <p>◆資料編（資料6－3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p> <p>◆資料編（資料1 2－3 3）災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）</p> <p>◆<u>資料編（資料1 2－5 1）災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書（西三河測量設計研究会）</u></p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画4. 4. 2</u></p> <p>(1) 状況の把握</p> <p>ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。</p> <p>イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連</p>	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>4. 今年度新たに 締結された災害時 応援協定に関する 事項の反映</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由												
<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整を図る。その上で、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図るよう管理者に要請する。耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者</p> <p>(2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者</p> <p>(3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資</p> <p>(4) 医薬品、衛生機材等</p> <p>(5) 応急（復旧）対策用資材及び機材</p> <p>(6) その他必要な人員及び物資、機材</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 1787 1317 1833"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p>絡系統の確保に努めるものとする。</p> <p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p><u>ア</u> 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整を図る。その上で、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図るよう管理者に要請する。耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p><u>イ</u> <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</u></p> <p><u>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者</p> <p>(2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者</p> <p>(3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資</p> <p>(4) 医薬品、衛生機材等</p> <p>(5) 応急（復旧）対策用資材及び機材</p> <p>(6) その他必要な人員及び物資、機材</p> <p><u>(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア</u></p> <p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 1787 2502 1833"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害対策基本法の一部改正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （協定の締結）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p>
区分	機関名	主な措置												
区分	機関名	主な措置												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置	第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置	
第2節 津波対策	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置	第2節 津波対策	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) <u>避難指示（緊急）</u> の発令、海岸線の監視、巡回等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置	
<p>第1節 浸水対策</p> <p>1 市及び関係機関における措置</p> <p>(2) 浸水対策資機材</p> <p>ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>イ 市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、市長の要請により県から水防資機材の応急支援を受けることができる。</p> <p>ウ <u>地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定めるものとする。</u></p> <p>◆資料編（資料3-1）水防資器材備蓄状況</p>			<p>第1節 浸水対策</p> <p>1 市及び関係機関における措置</p> <p>(2) 浸水対策資機材</p> <p>ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>イ 市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、市長の要請により県から水防資機材の応急支援を受けることができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>◆資料編（資料3-1）水防資器材備蓄状況</p>			<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (項目の整理、災害予防に関する記載)</p>
<p>第2節 津波対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>の発令、海岸線の監視、巡回等</p> <p>ア 市は、市の地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。</p> <p>イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市の防災行政無線（同報系無線）、広報車、へきなん防災メール等により<u>避難指示等</u>を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p> <p>ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの</p>			<p>第2節 津波対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) <u>避難指示（緊急）</u>等の発令、海岸線の監視、巡回等</p> <p>ア 市は、市の地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。</p> <p>イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市の防災行政無線（同報系無線）、広報車、へきなん防災メール等により<u>避難指示（緊急）</u>等を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p> <p>ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの</p>			<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (避難情報の名称変更)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																												
<p>必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。 ○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。 <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 1121 1359 1724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>(市) 防災課、国保年金課</td> <td>1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課</td> <td>(追加) 1 (1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (2) 福祉避難所の設置 1 (3) 福祉サービスの継続支援 1 (4) 県に対する広域的な応援要請 1 (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施</td> </tr> <tr> <td>事業者、学校等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	(市) 防災課、国保年金課	1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等	第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	(追加) 1 (1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (2) 福祉避難所の設置 1 (3) 福祉サービスの継続支援 1 (4) 県に対する広域的な応援要請 1 (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	第3節 帰宅困難者対策	(市) 防災課	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制	<p>必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。 ○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。 <p><u>[参照項目]</u> 碧南市地震時応急復旧計画5. 1 碧南市地震時応急復旧計画7. 1</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 1121 2546 1824"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>(市) 防災課、国保年金課</td> <td>1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課</td> <td><u>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> <u>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</u> <u>1 (3) 障害者に対する情報提供</u> 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施</td> </tr> <tr> <td>事業者、学校等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	(市) 防災課、国保年金課	1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等	第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	<u>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> <u>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</u> <u>1 (3) 障害者に対する情報提供</u> 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	第3節 帰宅困難者対策	(市) 防災課	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p>
区分	機関名	主な措置																												
第1節 避難所の開設・運営	(市) 防災課、国保年金課	1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等																												
第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	(追加) 1 (1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (2) 福祉避難所の設置 1 (3) 福祉サービスの継続支援 1 (4) 県に対する広域的な応援要請 1 (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握																												
第3節 帰宅困難者対策	(市) 防災課	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施																												
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制																												
区分	機関名	主な措置																												
第1節 避難所の開設・運営	(市) 防災課、国保年金課	1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等																												
第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	<u>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> <u>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</u> <u>1 (3) 障害者に対する情報提供</u> 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握																												
第3節 帰宅困難者対策	(市) 防災課	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施																												
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制																												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。避難所の開設は、第2次非常配備体制により、避難所班班長の指示したときとする。開設期間については、災害救助法が発令されたときは同法により、災害発生の日から7日以内とする。また同法が適用されない場合は同法に準じて行う。</p> <p>なお、避難所が危険で不適当となった場合、別の避難所へ移送する。</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置する。また、避難所の運営に当たっては、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」を活用するとともに、次の点に留意する。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>自宅</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画5. 1</u></p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画5. 4. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画5. 4. 2</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画7. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画8. 3. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画8. 4</u></p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。避難所の開設は、第2次非常配備体制により、避難所班班長の指示したときとする。開設期間については、災害救助法が発令されたときは同法により、災害発生の日から7日以内とする。また同法が適用されない場合は同法に準じて行う。</p> <p>なお、避難所が危険で不適当となった場合、別の避難所へ移送する。</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>(削除)</u>、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画5. 4. 1</u></p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置する。また、避難所の運営に当たっては、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」を活用するとともに、次の点に留意する。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>在宅や車中、テント</u><u>など</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や</p>	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (防災基本計画 の修正事項)</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (熊本地震を踏</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>(追加)</u> ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、<u>これらの業務の提供を要請する</u>など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務</u>は市で行われる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市における措置 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照 (2) 避難行動要支援者の避難支援 第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照</p>	<p>電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有したNPO</u>、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、<u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する</u>など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画6.1</u> (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照</p>	<p>まえた修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(3) 障害者に対する情報提供 障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。 <u>（追加）</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市友好親善協会や各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣 <u>（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p>	<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照</p> <p>(3) 障害者に対する情報提供 障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。 <u>また、災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、県、その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市友好親善協会や各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣 <u>（削除）</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 <u>〔参照項目〕</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画7.4.1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画7.4.2</u> (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （対策の追加事項）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																
<p style="text-align: center;">第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食品、生活必需品を供給する。 ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、その時々に応じた物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。 ○ 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。 <p>第1節 給水</p> <p>1 市における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。 (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。 (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。 <p>2 応急給水</p> <p>実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。</p> <p>市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水の供給は給水班で行う。 (2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。 <table border="1" data-bbox="278 1688 1353 1864"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当</th> <th>掌握事務</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排水給水班</td> <td>総務担当 (管理係)</td> <td>情報収集 応援要請</td> <td>西三河水道事務所、日本水道協会、 (追加) 碧南市災害復旧協議会、水道災害相</td> </tr> </tbody> </table>		担当	掌握事務	関係機関	給排水給水班	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、 (追加) 碧南市災害復旧協議会、水道災害相	<p style="text-align: center;">第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食品、生活必需品を供給する。 ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、その時々に応じた物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。 ○ 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。 <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8. 1</u></p> <p>第1節 給水</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8. 1</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。 (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。 (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。 <p>2 応急給水</p> <p>実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。</p> <p>市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水の供給は水道班で行う。 (2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。 <table border="1" data-bbox="1466 1688 2540 1864"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当</th> <th>掌握事務</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排水部 水道班 給水係</td> <td>総務担当 (管理係)</td> <td>情報収集 応援要請</td> <td>西三河水道事務所、日本水道協会、 <u>愛知県災害復旧支援センター、</u> 碧南市災害復旧協議会、水道災害相</td> </tr> </tbody> </table>		担当	掌握事務	関係機関	給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、 <u>愛知県災害復旧支援センター、</u> 碧南市災害復旧協議会、水道災害相	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部署 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p>
	担当	掌握事務	関係機関															
給排水給水班	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、 (追加) 碧南市災害復旧協議会、水道災害相															
	担当	掌握事務	関係機関															
給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、 <u>愛知県災害復旧支援センター、</u> 碧南市災害復旧協議会、水道災害相															

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）				改 正 案				改正理由																				
			互応援に関する覚書を締結している水道事業者 <u>(追加)</u>				互応援に関する覚書を締結している水道事業者 <u>(以下「県内水道事業者」という。)</u>																					
	給水担当 (給水業務係)	給水車両及び給水用機器の確保 応急給水	自主防災会 ボランティア団体 <u>(追加)</u>		給水担当 (給水業務係)	給水車両及び給水用機器の確保 応急給水	自主防災会、ボランティア団体、 <u>碧南市災害復旧協議会、県内水道事業者</u>																					
	復旧担当 (工務係)	被害状況調査 作業用資器材の確保	碧南市災害復旧協議会 <u>(追加)</u>		復旧担当 (工務係)	被害状況調査 作業用資器材の確保	碧南市災害復旧協議会、 <u>県内水道事業者、日本水道協会</u>																					
	配水担当 (配水管理事務所)	配水施設等の保全	西三河水道事務所 <u>近隣水道事業者 (追加)</u>		配水担当 (配水管理事務所)	配水施設等の保全	西三河水道事務所 <u>県内水道事業者、協力事業者</u>																					
				<p><u>(削除)</u></p>				<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(整合性の確認、担当部局の変更等)</p>																				
<p>(4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量 (リットル/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね 1km 以内</td> <td>ポリタンク、給水車、<u>ウォーターパック</u></td> </tr> </tbody> </table>				地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法		発生～3日	3	おおむね 1km 以内	ポリタンク、給水車、 <u>ウォーターパック</u>	<p>(4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量 (リットル/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね 1km 以内</td> <td>給水車、<u>給水袋等</u></td> </tr> <tr> <td>4日～<u>14</u>日</td> <td>20</td> <td>おおむね 250m 以内</td> <td>給水車、<u>給水袋等、応急給水栓</u></td> </tr> </tbody> </table>				地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね 1km 以内	給水車、 <u>給水袋等</u>	4日～ <u>14</u> 日	20	おおむね 250m 以内	給水車、 <u>給水袋等、応急給水栓</u>
地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																									
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	ポリタンク、給水車、 <u>ウォーターパック</u>																									
地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																									
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	給水車、 <u>給水袋等</u>																									
4日～ <u>14</u> 日	20	おおむね 250m 以内	給水車、 <u>給水袋等、応急給水栓</u>																									

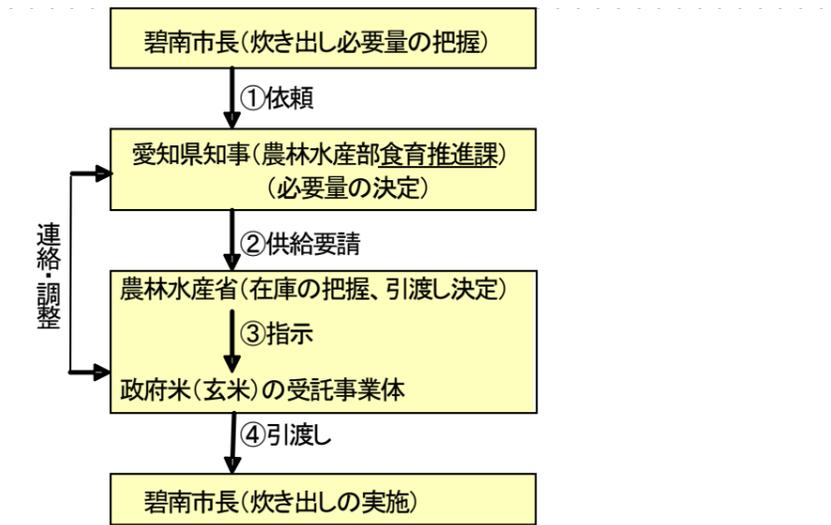
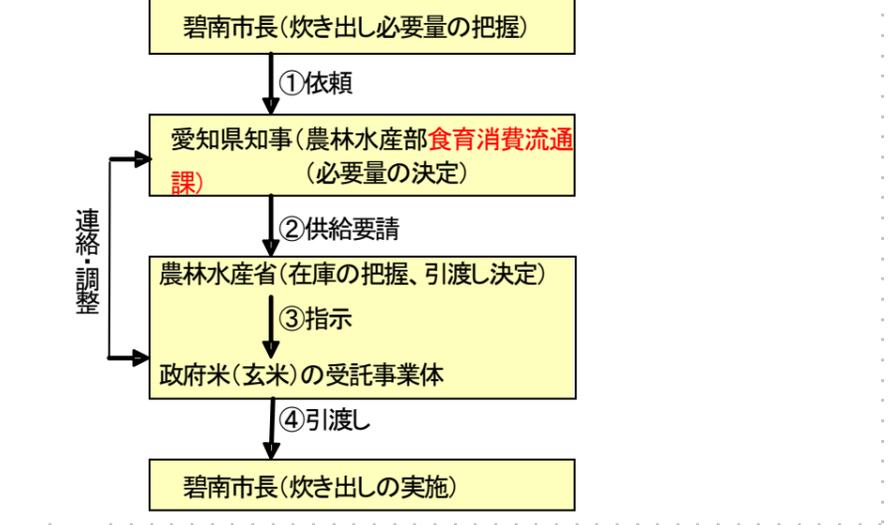
碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）				改正案				改正理由																					
4日～10日	20	おおむね250m以内	ポリタンク、給水車、ウォーターパック、配水幹線等からの仮設給水栓	15日～21日	100	おおむね100m以内	同上	変更等)																					
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上	22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																						
22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																										
<p>(5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源(追加)からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p> <p>(6) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的に処理した後使用するものとし、飲料水は末端配給までの適当な箇所において塩素の残留効果を測定するものとする。</p> <p>◆資料編（資料10-1）応急給水用資機材</p> <p>(7) 給水は、給水車によるもののほか、持ち運びの容易な飲料水パックを製造し、自動車による搬送・配布を実施する。また、状況に応じて、市長は知事に対し、ヘリコプターによる給水を要請するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>				<p>(5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源及び応急給水栓からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p> <p>(6) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的に処理した後使用するものとし、飲料水は末端配給までの適当な箇所において塩素の残留効果を測定するものとする。</p> <p>◆資料編（資料10-1）応急給水用資機材</p> <p>(7) 給水は、給水車によるもののほか、<u>給水袋等</u>の自動車による搬送・配布を実施する。また、状況に応じて、市長は知事に対し、ヘリコプターによる給水を要請するものとする。</p> <p><u>4 非常用水源の確保</u></p> <p><u>災害時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 給水対象及び給水量</u></p> <p><u>非常用水源の規模決定に当たっては、碧南市地域防災計画（地震災害対策計画）第3編第11章第1節2(4)の表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおくように努める。</u></p> <p><u>(2) 非常用水源の確保</u></p> <p><u>市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第1号、2号配水池を使用するものとする。</u></p>				<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p>																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>配水施設能力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> <td>31,730 m³/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名称	貯水量	配水施設能力	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³		2号配水池	5,500 m ³		3号配水池	5,000 m ³		4号配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³	31,730 m ³ /日		
名称	貯水量	配水施設能力	備考																										
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																											
	2号配水池	5,500 m ³																											
	3号配水池	5,000 m ³																											
	4号配水池	5,000 m ³																											
	合計	21,000 m ³	31,730 m ³ /日																										

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由													
<p>(追加)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務</u>は市で行われる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 食品の供給 1 市における措置 (1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、自ら炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1507 342 2427 474"> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³</td> <td>2,400 m³/日</td> <td>予備用</td> </tr> </table> <p><u>その他、非常用水源として、あらかじめ次のようなものについて選定しておく。</u></p> <p><u>ア 受水槽の利用</u> <u>公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。</u></p> <p><u>イ 井戸の利用</u> <u>生活水の確保のため、「井戸水提供の家」は井戸水の提供を行う。</u></p> <p>5 <u>愛知県企業庁における措置</u> <u>愛知県企業庁においては、市町村への送水管等の復旧は、2週間以内で完了し応急給水が確保できるように、被災時における管路の復旧の優先順位を、県水の依存率、影響給水人口、広域調整池等を考慮して予め定めておくこととしている。</u></p> <p>6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が<u>実施することとなる</u>。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 食品の供給 1 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8. 1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8. 4</u> (1) 炊き出しその他による食品の供給</p>	第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³			2号配水池	3,500 m ³			合計	5,500 m ³	2,400 m ³ /日	予備用	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>
第1配水場配水池	1号配水池		2,000 m ³												
	2号配水池		3,500 m ³												
	合計	5,500 m ³	2,400 m ³ /日	予備用											

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>(4) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の<u>買入れ</u>・販売等に関する基本要領（第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図</p>  <p>(追加) ◆資料編（資料 1 2 - 2 3）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料 1 2 - 3 6）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p>第 3 節 生活必需物資の供給</p>	<p>市は、自ら炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。</p> <p>(4) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の<u>買入れ</u>・販売等に関する基本要領（第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図</p>  <p><u>臨海公園にかまどベンチを整備しているため、有効活用について検討する。</u></p> <p>◆資料編（資料 1 2 - 2 3）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料 1 2 - 3 6）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p>第 3 節 生活必需物資の供給</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （課名の修正）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																		
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</p> <p>(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。</p> <p>◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: center;">第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 1381 1353 1667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>(市) 環境課</td> <td>1 (1) 環境汚染モニタリングへの協力</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市) 防災課 県警察 第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の捜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境課	1 (1) 環境汚染モニタリングへの協力	第2節 地域安全対策	(市) 防災課 県警察 第四管区海上保安本部	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の捜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力	<p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画8.1</u></p> <p>(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</p> <p>(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。</p> <p>◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: center;">第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 1381 2540 1667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>(市) 環境課</td> <td>1 (削除) 環境汚染モニタリングへの協力</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市) 防災課 県警察 第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の捜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境課	1 (削除) 環境汚染モニタリングへの協力	第2節 地域安全対策	(市) 防災課 県警察 第四管区海上保安本部	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の捜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>5. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p> <p>1. 県の地域防災</p>
区分	機関名	主な措置																		
第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境課	1 (1) 環境汚染モニタリングへの協力																		
第2節 地域安全対策	(市) 防災課 県警察 第四管区海上保安本部	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の捜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力																		
区分	機関名	主な措置																		
第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境課	1 (削除) 環境汚染モニタリングへの協力																		
第2節 地域安全対策	(市) 防災課 県警察 第四管区海上保安本部	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の捜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力																		

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由												
<p>ア <u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u></p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>3 市における措置 市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 遺体の取扱い</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。 ○ 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。 <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 1612 1335 1810"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 遺体の捜索 <u>(追加)</u></td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の捜索 1 (3) 検視 (調査) 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第 1 節 遺体の捜索 <u>(追加)</u>	(市) 防災課	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の捜索 1 (3) 検視 (調査) 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用	<p>ア <u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署<u>等</u>に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>3 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 1.3. 1</u> 市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 遺体の取扱い</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。 ○ 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。 <p><u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画 1.0. 1</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 1612 2522 1810"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 遺体の捜索・<u>収容</u></td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の捜索 1 (3) 検視 (調査) 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第 1 節 遺体の捜索・ <u>収容</u>	(市) 防災課	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の捜索 1 (3) 検視 (調査) 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用	<p>計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置												
第 1 節 遺体の捜索 <u>(追加)</u>	(市) 防災課	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の捜索 1 (3) 検視 (調査) 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用												
区 分	機 関 名	主 な 措 置												
第 1 節 遺体の捜索・ <u>収容</u>	(市) 防災課	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の捜索 1 (3) 検視 (調査) 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）			改正案			改正理由
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用	3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合	1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合	1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用	
<p>第1節 遺体の搜索・収容</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 対象者</p> <p>災害のため、行方不明でかつ周囲の情勢からすでに死亡していると推定される者であって、その者の居住地における災害救助法の適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。</p> <p>◆資料編（資料1 2 - 4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>			<p>第1節 遺体の搜索・収容</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画10. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画10. 4</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p>災害のため、行方不明でかつ周囲の情勢からすでに死亡していると推定される者であって、その者の居住地における災害救助法の適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。</p> <p>◆資料編（資料1 2 - 4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>			3. 碧南市地震時
<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p>			<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p>			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(1) 対象者 災害により死亡した者のうち、身元不明又はその遺族等の死体の確認のできない者（遺体の身元は確認できたが、その引き取り手の生死が確認できない場合等）について行う。</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p> <p>(1) 対象 災害により死亡した者について、その遺族が自己の資力で埋火葬を行うことが困難な場合に応急措置として行う。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: center;">第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p><u>碧南市地震時応急復旧計画10.4</u></p> <p>(1) 対象者 災害により死亡した者のうち、身元不明又はその遺族等の死体の確認のできない者（遺体の身元は確認できたが、その引き取り手の生死が確認できない場合等）について行う。</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画10.4</u></p> <p>(1) 対象 災害により死亡した者について、その遺族が自己の資力で埋火葬を行うことが困難な場合に応急措置として行う。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: center;">第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p>応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>

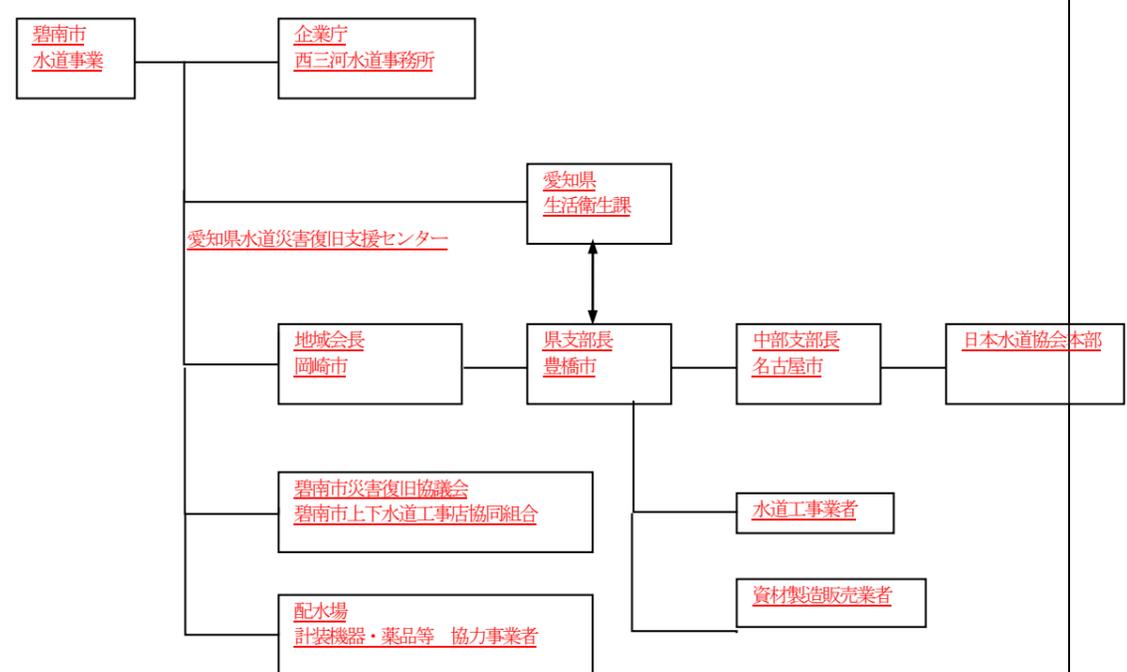
碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。 ○ ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。 ○ 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水施設の十分な機能を確保する。 ○ 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。 ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 <p><u>（追加）</u></p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置</p> <p>(7) 広域運営による応援</p> <p><u>「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u></p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者（市）における措置</p> <p>被害施設を短期間に復旧するため配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>また、津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、</p>	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。 ○ ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。 ○ 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に調査復旧する。 ○ 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。 ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 <p><u>○ 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u></p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置</p> <p>(7) 広域運営による応援</p> <p><u>電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u></p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者（市）における措置</p> <p>被害施設を短期間に復旧するため配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</p> <p><u>これと合わせて、県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水を図る。</u></p>	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（防災基本計画の修正事項）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（運用の見直し）</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>水道管等による二次災害を軽減するための措置をとることに努める。</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損）</p> <p>ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。</p> <p>イ <u>大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。</u></p> <p>ウ <u>県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。</u></p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、<u>施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者、県あるいは日本水道協会へ</u>応援を要請する。</p> <p>イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>また、津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置をとることに努める。</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損）</p> <p>ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。</p> <p>イ 配水管が破損し、復旧が困難な場合は、応急配管を行い、応急共用栓を設置する。</p> <p>（削除）</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県内水道事業者、県あるいは日本水道協会へ応援を要請する。</p> <p>イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(3) 応援・受援体制の確立 施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。 また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(4) 水道資材の備蓄 仮配管等の必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第15章 住宅対策</p>	<p>(3) 応援・受援体制の確立 施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。 また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。 <u>※ 「水道災害相互応援に関する覚書」、「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」による県、水道局、日本水道協会、協力業者の応援要請体系</u></p>  <p>(4) 水道資機材の備蓄 仮配管等の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;">第15章 住宅対策</p>	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																														
<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ登録された<u>（追加）</u>判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。 <u>（追加）</u> ○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 ○ 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。 <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="261 1199 1338 1843"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</td> <td>(市) 施設管理課</td> <td>1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>(市) 税務課、 建築課、福祉課</td> <td>1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</td> </tr> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅への一時入居</td> <td>(市) 建築課</td> <td>1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>(市) 建築課</td> <td>1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) 施設管理課	1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施	第2節 被災住宅等の調査	(市) 税務課、 建築課、福祉課	1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項	第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) 建築課	1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 建築課	1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>（追加）</u>	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ登録された<u>各種調査</u>の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。 <u>○ 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u> ○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 ○ 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。 <p><u>〔参照項目〕</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画11.1</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1448 1199 2525 1843"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</td> <td>(市) <u>建築課</u></td> <td>1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>(市) 税務課、 建築課、福祉課</td> <td>1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</td> </tr> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅への一時入居</td> <td>(市) 建築課</td> <td>1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>(市) 建築課</td> <td>1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>2 災害救助法の適用</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) <u>建築課</u>	1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施	第2節 被災住宅等の調査	(市) 税務課、 建築課、福祉課	1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項	第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) 建築課	1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 建築課	1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>2 災害救助法の適用</u>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正事項)</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																														
第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) 施設管理課	1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施																														
第2節 被災住宅等の調査	(市) 税務課、 建築課、福祉課	1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項																														
第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) 建築課	1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用																														
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 建築課	1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>（追加）</u>																														
区 分	機 関 名	主 な 措 置																														
第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) <u>建築課</u>	1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施																														
第2節 被災住宅等の調査	(市) 税務課、 建築課、福祉課	1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項																														
第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) 建築課	1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用																														
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 建築課	1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>2 災害救助法の適用</u>																														

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
第5節 住宅の応急修理	(市) 建築課	1 (1) 応急修理の実施 1 (2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用	第5節 住宅の応急修理	(市) 建築課	1 (1) 応急修理の実施 1 (2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用	
第6節 障害物の除去	(市) 防災課	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用	第6節 障害物の除去	(市) 防災課	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用	
<p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、県の協力を受け、判定士に被災建築物の応急危険度判定を依頼し、愛知県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき判定結果を表示することにより建物所有者、使用者又は付近住民等に注意を喚起するものとする。また、応急危険度判定について、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約、判定士の身分保障等について、県と密接な連携をとり体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 判定活動の実施</p> <p>実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>◆資料編（資料12-44）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書</p>			<p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画11.1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画11.4.1</u></p> <p>市は、県の協力を受け、判定士に被災建築物の応急危険度判定を依頼し、愛知県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき判定結果を表示することにより建物所有者、使用者又は付近住民等に注意を喚起するものとする。また、応急危険度判定について、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約、判定士の身分保障等について、県と密接な連携をとり体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 判定活動の実施</p> <p>実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。</p> <p><u>判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u></p> <p>◆資料編（資料12-44）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書</p>			<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p>
<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付(第4編第1章第5節参照)、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付(第4編第1章第1節3参照)等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 住家の被害状況</p> <p>(2) 被災地における住民の動向</p> <p>(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</p>			<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画11.4.1</u></p> <p>市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付(第4編第5章第1節参照)、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付(第4編第5章第2節1参照)等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 住家の被害状況</p>			<p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (防災基本計画 の修正事項)</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部局 における活動の反 映等 (整合性の確 認、担当部局の</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居 1 市における措置 市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 (1) 提供する住宅の選定・確保 提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空家を確保する。</p> <p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 市は家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。なお、県から権限を委任されるものについては、災害救助法施行細則の規定に従って応急仮設住宅の建設を実施する。</p> <p>第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 (1) 応急修理の実施 ア 修理の対象住家 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。 イ 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分 <u>(追加)</u></p>	<p>(2) 被災地における住民の動向 (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居 1 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画11.4.1</u> 市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 (1) 提供する住宅の選定・確保 提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空家を確保する。</p> <p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画11.4.2</u> 市は家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。なお、県から権限を委任されるものについては、災害救助法施行細則の規定に従って応急仮設住宅の建設を実施する。</p> <p>第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 (1) 応急修理の実施 ア 修理の対象住家 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。 イ 修理の範囲 <u>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の</u></p>	<p>変更等)</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部局 における活動の反 映等 （整合性の確 認、担当部局の 変更等）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>とする。</p> <p>ウ 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p>第6節 障害物の除去 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: center;">第16章 学校における対策</p> <p>基本方針 ○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。</p> <p>第2節 教育施設及び教職員の確保 1 市及び学校管理者における措置 (1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施 ア 校舎等の被害が軽微な場合 速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。 イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合 使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授</p>	<p>日常生活に欠くことのできない部分<u>であって、緊急に応急修理を行うことが適当な場所</u>とする。</p> <p>ウ 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p>第6節 障害物の除去 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: center;">第16章 学校における対策</p> <p>基本方針 ○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画12.1</u></p> <p>第2節 教育施設及び教職員の確保 1 市及び学校管理者における措置 <u>[参照項目]</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画12.1</u> <u>碧南市地震時応急復旧計画12.3.1</u> (1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施 ア 校舎等の被害が軽微な場合</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p> <p>3. 碧南市地震時応急復旧計画の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>業が実施できない場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業、並びに地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。</p> <p>ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合 同一市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。</p> <p>エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合 他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合 授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を行い、早期授業の再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎での授業の実施や、家庭学習を指導する等の対策を講じる。</p> <p>第4節 教科書・学用品等の給与</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した<u>追加</u>児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>	<p>速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。</p> <p>イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合 使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業、並びに地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。</p> <p>ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合 同一市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。</p> <p>エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合 他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合 授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を行い、早期授業の再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎での授業の実施や、家庭学習を指導する等の対策を講じる。</p> <p>第4節 教科書・学用品等の給与</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した<u>小・中学校等の</u>児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																
<p style="text-align: center;">第4編 災害復旧・復興</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;">第4編 災害復旧・復興</p> <p style="text-align: center;">第1章 復興体制</p> <p><u>基本方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。</u> ○ <u>大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u> ○ <u>県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。</u> ○ <u>被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。</u> <p><u>主な機関の措置</u></p> <table border="1" data-bbox="1448 1052 2546 1514"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 復興本部の設置等</td> <td>県</td> <td>1 (1) 県復興本部の設置 1 (2) 県復興本部の組織及び運営 1 (3) 県復興本部会議の開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>1 (1) 県復興方針の策定 1 (2) 県復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>(市) 防災関係機関</td> <td>2 (1) 市復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>1 県（総務部）における措置</td> </tr> <tr> <td>(市) 防災課</td> <td>2 市における措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 復興本部の設置等</p> <p>1 県における措置</p> <p><u>(1) 県復興本部の設置</u></p> <p><u>県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると県災害</u></p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 復興本部の設置等	県	1 (1) 県復興本部の設置 1 (2) 県復興本部の組織及び運営 1 (3) 県復興本部会議の開催	第2節 復興計画等の策定	県	1 (1) 県復興方針の策定 1 (2) 県復興計画の策定	(市) 防災関係機関	2 (1) 市復興計画の策定	第3節 職員の派遣要請	県	1 県（総務部）における措置	(市) 防災課	2 市における措置	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																
第1節 復興本部の設置等	県	1 (1) 県復興本部の設置 1 (2) 県復興本部の組織及び運営 1 (3) 県復興本部会議の開催																
第2節 復興計画等の策定	県	1 (1) 県復興方針の策定 1 (2) 県復興計画の策定																
	(市) 防災関係機関	2 (1) 市復興計画の策定																
第3節 職員の派遣要請	県	1 県（総務部）における措置																
	(市) 防災課	2 市における措置																

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
(追加)	<p><u>対策本部長（知事）が判断した場合、復興本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 県復興本部の組織及び運営</u> <u>県復興本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。</u></p> <p><u>(3) 県復興本部会議の開催</u> <u>本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ県復興本部会議を招集する。県復興本部会議の構成は、県災害対策本部長、県災害対策副本部長及び本部員とする。</u></p> <p>第2節 復興計画等の策定</p> <p>1 県（政策企画局）における措置</p> <p><u>(1) 県復興方針の策定</u> <u>県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。</u> <u>なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。)」第 2 条第 1 号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第 9 条に基づく県復興方針を定めることとなる。</u></p> <p><u>(2) 県復興計画の策定</u> <u>県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。</u></p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)
(追加)	<p>2 市における措置</p> <p><u>(1) 市復興計画の策定</u> <u>特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u></p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)
(追加)	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>1 県（総務部）における措置</p> <p><u>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）</u></p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>(追加)</p> <p>第1章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第2章 災害廃棄物処理対策</p>	<p><u>知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）</u></p> <p><u>知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）</u></p> <p><u>知事は、内閣総理大臣に対し復興法第 53 条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p> <p><u>また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p> <p><u>2 市における措置</u></p> <p><u>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）</u></p> <p><u>市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）</u></p> <p><u>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）</u></p> <p><u>市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p> <p><u>また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加事項)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由												
<p>基本方針</p> <p>○ 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 674 1353 873"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加) 災害廃棄物処理対策</td> <td>(市) 環境課</td> <td>1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進</p> <p>市及び衣浦衛生組合は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</p> <p>(4) し尿の収集・運搬、処分の方法</p> <p>エ 収集したし尿は、衣浦衛生組合衛生センターで処理をする。この場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行うものとする。</p> <p>なお、収集や処理が不可能な場合は、衛生的な埋め立て処分を行う。</p> <p>(し尿処理に必要な資機材及び人員)</p> <p>災害時の支援体制</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(追加) 災害廃棄物処理対策	(市) 環境課	1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 応援要請	<p>基本方針</p> <p>○ 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画9. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画9. 4</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 674 2540 873"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1節</u> 災害廃棄物処理対策</td> <td>(市) 環境課</td> <td>1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第1節 災害廃棄物処理対策</u></p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p> <p><u>[参照項目]</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画9. 1</u></p> <p><u>碧南市地震時応急復旧計画9. 3. 2</u></p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進</p> <p>市及び衣浦衛生組合は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</p> <p>(4) し尿の収集・運搬、処分の方法</p> <p>エ 収集したし尿は、衣浦衛生組合衛生センターで処理をする。この場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行うものとする。</p> <p>なお、収集や処理が不可能な場合は、衛生的な埋め立て処分を行う。</p> <p>(し尿処理に必要な資機材及び人員)</p> <p>災害時の支援体制</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	<u>第1節</u> 災害廃棄物処理対策	(市) 環境課	1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 応援要請	<p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>5. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)</p> <p>5. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (整合性の確認、 担当部局の変更 等)</p> <p>3. 碧南市地震時 応急復旧計画の 反映</p> <p>1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (災害廃棄物処</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置												
(追加) 災害廃棄物処理対策	(市) 環境課	1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 応援要請												
区 分	機 関 名	主 な 措 置												
<u>第1節</u> 災害廃棄物処理対策	(市) 環境課	1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 応援要請												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由												
<p>県災害対策本部(環境部) ↔ 他県(災害対策本部) 県災害対策本部(環境部) ↔ 東三河総局・県民事務所 東三河総局・県民事務所 ↔ 被災していない市町村 被災していない市町村 ↔ 被災市町村 被災市町村 ↔ 他県(災害対策本部) 被災市町村 ↔ 愛知県衛生事業協同組合 被災市町村 ↔ (一社)愛知県産業廃棄物協会 被災市町村 ↔ 愛知県解体工事業連合会 被災市町村 ↔ 愛知県フロン回収・処理推進協議会</p>	<p>県災害対策本部(環境部) ↔ 他県(災害対策本部) 県災害対策本部(環境部) ↔ 東三河総局・県民事務所 東三河総局・県民事務所 ↔ 被災していない市町村 被災していない市町村 ↔ 被災市町村 被災市町村 ↔ 他県(災害対策本部) 被災市町村 ↔ 愛知県衛生事業協同組合 被災市町村 ↔ 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 被災市町村 ↔ 一般社団法人愛知県解体工事業連合会 被災市町村 ↔ 一般社団法人愛知県建設業協会 被災市町村 ↔ 一般社団法人愛知県土木研究会 被災市町村 ↔ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部 被災市町村 ↔ 愛知県フロン類排出抑制推進協議会</p>	<p>理計画策定)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (協定の締結)</p>												
<p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き</p>	<p>第4章 震災復興都市計画の決定手続き</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>												
<p>第4章 被災者等の再建等の支援</p>	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の修正)</p>												
<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)税務課</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)税務課</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p>
区分	機関名	主な措置												
第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成												
区分	機関名	主な措置												
第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）			改正案			改正理由
第2節 被災者への経済的 支援等	(市) 福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県会館） 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1 (3) <u>(追加)</u> その他被災者支援制度 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 <u>農林漁業災害資金</u> 7 <u>中小企業復興資金</u> 8 <u>住宅復興資金</u> 9 <u>激甚災害特別貸付金</u>	第2節 被災者への経済的 支援等	(市) 福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県会館） 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1 (3) <u>(4)</u> その他被災者支援制度 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 <u>(削除)</u>	1. 県の地域防災 計画の修正の反映 (表記の修正) 5. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (整合性の確 認、担当部局の 変更等)
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、((市) 会計課)	1 (1) 通貨の円滑な供給の確保 1 (2) 金融機関等に対する要請 1 (3) 損傷銀行券等の引換 1 (4) 相談窓口の設置 1 (5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止	第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、((市) 会計課)	1 (1) 通貨の円滑な供給の確保 1 (2) 金融機関等に対する要請 1 (3) 損傷銀行券等の引換 1 (4) 相談窓口の設置 1 (5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止	
第4節 住宅等対策	(市) 建築課 <u>(追加)</u>	1 (1) 災害公営住宅の建設 (2) 被災住宅等の復旧相談 2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 <u>(追加)</u>	第4節 住宅等対策	(市) 建築課、 <u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>	1 (1) 災害公営住宅の建設 (2) 被災住宅等の復旧相談 2 独立行政法人住宅金融支援機構 <u>(削除)</u> における措置 <u>3 住宅復興資金</u>	
第5節 労働者対策	(市) 商工課	1 県労働局との連携 2 暴力団等における不正受給の防止	第5節 労働者対策	(市) 商工課	1 県労働局との連携 2 暴力団等における不正受給の防止	
第6節 暴力団等への対策	(市) 防災課	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除	<u>(削除)</u>			
<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>(記載場所を移動)</u></p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>ア 災害が発生したときは、様式1の罹災状況調査票（罹災台帳）によって罹災状況を調査し、これを罹災台帳とする。</u></p>			<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>ア 災害が発生したときは、様式1の罹災状況調査票（罹災台帳）によって罹災状況を調査し、これを罹災台帳とする。</u></p> <p><u>◆資料編（資料13-1）罹災状況調査票（罹災台帳）</u></p> <p><u>イ 様式2の罹災証明書交付申請書により申請があった場合は、罹災台帳に記載されている者に限り、様式3の罹災証明書を交付する。</u></p> <p><u>◆資料編（資料13-2）罹災証明書交付申請書</u></p> <p><u>◆資料編（資料13-3）罹災証明書</u></p>			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>◆資料編（資料13-1）罹災状況調査票（罹災台帳） イ 様式2の罹災証明書交付申請書により申請があった場合は、罹災台帳に記載されている者に限り、様式3の罹災証明書を交付する。 ◆資料編（資料13-2）罹災証明書交付申請書 ◆資料編（資料13-3）罹災証明書</p> <p>第2節 被災者への経済的支援等 1 市における措置 (1) 義援金品の受付・配分 ア 義援金品の受付 義援金は会計班、義援品は供給班にて受付窓口を開設して寄託される義援金品を受け付ける。義援品の提供を受ける場合は、被災者のニーズに応じた物資とし、梱包ごとに品名を明示するなど、円滑かつ迅速な仕分けができるよう努めるものとする。</p> <p>第4節 住宅等対策 2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 (1) 住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p> <p>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</p> <p>第2節 農林水産業の再建支援 1 市における措置 (3) 施設復旧 第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</p> <p>第6章 財政対策</p>	<p>(2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(記載場所を移動)</u></p> <p>第2節 被災者への経済的支援等 1 市における措置 (4) 義援金品の受付・配分 ア 義援金品の受付 義援金は会計班、義援品は供給班にて受付窓口を開設して寄託される義援金品を受け付ける。義援品の提供を受ける場合は、被災者のニーズに応じた物資とし、梱包ごとに品名を明示するなど、円滑かつ迅速な仕分けができるよう努めるものとする。</p> <p>第4節 住宅等対策 2 独立行政法人住宅金融支援機構 (削除) における措置 (1) 住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う</p> <p>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</p> <p>第2節 農林水産業の再建支援 1 市における措置 (3) 施設復旧 第2章 公共施設等災害復旧対策 参照</p> <p>第7章 財政対策</p>	<p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 （整合性の確認、担当部署の変更等）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																		
<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="258 499 1341 873"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害復旧に必要な財源の確保</td> <td>(市) 行政課</td> <td>1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望</td> </tr> <tr> <td>第2節 費用の負担</td> <td>(市) 行政課</td> <td>1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p style="text-align: center;">第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備</p> <p>市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。</p> <p>（緊急輸送道路の指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6－3）を参照、緊急輸送道路の確保については「第3編第8章第3節」を参照）</p> <p>◆資料編（資料6－3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p> <p>(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備</p> <p>ア 一般廃棄物処理施設</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 災害復旧に必要な財源の確保	(市) 行政課	1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望	第2節 費用の負担	(市) 行政課	1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1442 499 2525 903"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 財源の確保</td> <td>(市) 行政課</td> <td>1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望</td> </tr> <tr> <td>第2節 費用の負担</td> <td>(市) 行政課</td> <td>1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p style="text-align: center;">第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備</p> <p>市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。</p> <p>（緊急輸送道路の指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6－3）を参照、緊急輸送道路の確保については「第3編第8章交通の確保・緊急輸送対策」を参照）</p> <p>◆資料編（資料6－3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p> <p>(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備</p> <p>ア 一般廃棄物処理施設</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 財源の確保	(市) 行政課	1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望	第2節 費用の負担	(市) 行政課	1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用	<p>(表記の修正)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反映等 (整合性の確認、担当部局の変更等)</p> <p>5. 碧南市各部署における活動の反</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第1節 災害復旧に必要な財源の確保	(市) 行政課	1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望																		
第2節 費用の負担	(市) 行政課	1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第1節 財源の確保	(市) 行政課	1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望																		
第2節 費用の負担	(市) 行政課	1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用																		

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>衣浦衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一廃棄物処理施設を、復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。</p> <p>イ ごみ処理 市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。 （ごみ処理対策については、「第3編第12章第2節廃棄物処理計画」を参照）</p> <p>ウ し尿処理 市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。 （し尿処理対策については、「第3編第12章第2節廃棄物処理計画」を参照）</p> <p>2 水道事業者等における措置 (1) 水道事業者（市） 水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。 （水道の応急対策については「第3編第15章第3節上水道施設対策」を参照）</p> <p>(2) 工業用水道事業者（県企業庁） 工業用水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。（工業用水道の応急対策については「第3編第15章第4節工業用水道施設対策」を参照）</p>	<p>衣浦衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一廃棄物処理施設を、復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。</p> <p>イ ごみ処理 市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。 （ごみ処理対策については、「第3編第3章第1節産業廃棄物処理対策」を参照）</p> <p>ウ し尿処理 市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。 （し尿処理対策については、「第3編第3章第1節産業廃棄物処理対策」を参照）</p> <p>2 水道事業者等における措置 (1) 水道事業者（市） 水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。 （水道の応急対策については「第3編第14章第3節上水道施設対策」を参照）</p> <p>(2) 工業用水道事業者（県企業庁） 工業用水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。（工業用水道の応急対策については「第3編第14章第4節工業用水道施設対策」を参照）</p>	<p>映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																		
<p>4 中部電力株式会社における措置 中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震災害警戒本部を設置して、次の措置を講ずる。 (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、他事業場へ融通を依頼する。 (2) あらかじめ定めた連絡ルート（「第3編第15章第1節」を参照）により、対策要員を動員し確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、請負工事会社及び他事業場への応援を依頼する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 発災に備えた直前対策</p> <table border="1" data-bbox="261 968 1359 1528"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14節 緊急輸送</td> <td>(市) 防災課、土木課、行政課、 (追加) 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力</td> </tr> <tr> <td>第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策</td> <td>(市) 防災課 関係機関</td> <td>1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示等の対象となるべき津波危険地域（「第2編第8章第1節津波危険地域の指定」を参照）、がけ地崩壊危険地域（「資料編（資料1－1）急傾斜地崩壊危険箇所」を参照）の範囲（以下「避難</p>	区分	機関名	主な措置	第14節 緊急輸送	(市) 防災課、土木課、行政課、 (追加) 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力	第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	(市) 防災課 関係機関	1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等	<p>4 中部電力株式会社における措置 中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震災害警戒本部を設置して、次の措置を講ずる。 (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、他事業場へ融通を依頼する。 (2) あらかじめ定めた連絡ルート（「第3編第14章第1節」を参照）により、対策要員を動員し確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、請負工事会社及び他事業場への応援を依頼する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 発災に備えた直前対策</p> <table border="1" data-bbox="1448 968 2546 1528"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14節 緊急輸送</td> <td>(市) 防災課、土木課、行政課、 <u>資産活用課</u> 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力</td> </tr> <tr> <td>第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策</td> <td>(市) 防災課 関係機関</td> <td>1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難指示（緊急）</u>等の対象となるべき津波危険地域（「第2編第9章第1節津波危険地域の指定」を参照）、がけ地崩壊危険地域（「資料編（資料1－1）急傾斜地崩壊危険箇所」を参照）の範囲（以</p>	区分	機関名	主な措置	第14節 緊急輸送	(市) 防災課、土木課、行政課、 <u>資産活用課</u> 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力	第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	(市) 防災課 関係機関	1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （避難情報の名称変更）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反</p>
区分	機関名	主な措置																		
第14節 緊急輸送	(市) 防災課、土木課、行政課、 (追加) 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力																		
第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	(市) 防災課 関係機関	1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等																		
区分	機関名	主な措置																		
第14節 緊急輸送	(市) 防災課、土木課、行政課、 <u>資産活用課</u> 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力																		
第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	(市) 防災課 関係機関	1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等																		

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
<p>対象地区」という。)を、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止）を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>◆資料編（資料1-1）急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域</p> <p>(2) 避難の勧告等</p> <p>市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。</p> <p>ア 防災行政無線（同報系）、広報車等による避難の勧告、指示等の周知</p> <p>イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼</p> <p>ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示</p> <p>エ 県警察への避難勧告、指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の依頼</p> <p>オ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備</p> <p>カ 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設</p> <p>キ 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施</p> <p>ク 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合、居住者等は避難場所及び避難所へ避難するものとする。この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。</p> <p>◆資料編（資料8-1）一時避難場所及び広域避難場所</p> <p>◆資料編（資料8-2）市の指定する避難所</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 避難の際における警告、指示等</p> <p>警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により、危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告</p>	<p>下「避難対象地区」という。)を、警戒宣言発令時の避難勧告等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止）を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>◆資料編（資料1-1）急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域</p> <p>(2) 避難の勧告等</p> <p>市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。</p> <p>ア 防災行政無線（同報系）、広報車等による避難の勧告、指示等の周知</p> <p>イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼</p> <p>ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示</p> <p>エ 県警察への避難勧告、指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の依頼</p> <p>オ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備</p> <p>カ 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設</p> <p>キ 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施</p> <p>ク 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合、居住者等は避難場所及び避難所へ避難するものとする。この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。</p> <p>◆資料編（資料8-1）一時退避場所及び火災時退避場所</p> <p>◆資料編（資料8-2）市の指定する避難所</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 避難の際における警告、指示等</p> <p>警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により、危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告</p>	<p>映等</p> <p>（整合性の確認、担当部局の変更等）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>（「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（表記の修正）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>又は指示を行う。 この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立ち入りを禁止し、<u>もしくはその場所から退去させ</u>、又は当該危険を生ずる恐れのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 1 2 条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認申請 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p> <p>◆資料編（資料 6－5）緊急通行車両等届出書 ◆資料編（資料 6－6）緊急通行車両確認証明書及び標章</p> <p>2 道路管理者における措置</p> <p>道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。</p> <p>(2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたまま<u>（追加）</u>とし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	<p>又は指示を行う。 この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立ち入りを禁止し、<u>若しくは</u>その場所から退去させ、又は当該危険を生ずる恐れのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 1 2 条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認申請 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると<u>確認</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p> <p>◆資料編（資料 6－5）緊急通行車両等届出書 ◆資料編（資料 6－6）緊急通行車両確認証明書及び標章</p> <p>2 道路管理者における措置</p> <p>道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。</p> <p>(2) 車両を置いて避難するときは、できる<u>だけ</u>道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたまま<u>とするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこと</u>とし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の修正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （交通の方法に関する教則改正）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成28年3月修正）	改正案	改正理由																								
<p>第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>6 日本放送協会名古屋放送局、株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチにおける措置</p> <p>(1) 防災組織の整備及び県・市町村への協力</p> <p>日本放送協会名古屋放送局、株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチは、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、<u>県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</u></p> <p>第10節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>オ 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、<u>第4編第1章第2節 1(2)イ</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1節 道路</p> <p>1 市における措置</p> <p>(7) 地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="246 1381 1341 1501"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>状況</th> <th>管理上の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 長田橋柿池線（長田橋）</td> <td>碧南市長田町地内</td> <td>橋梁危険</td> <td>落橋の危険、車両通行止</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>※長田橋架替予定</p>	路線名	所在地	状況	管理上の措置	市道 長田橋柿池線（長田橋）	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止	<p>第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>6 日本放送協会名古屋放送局、株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチにおける措置</p> <p>(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力</p> <p>日本放送協会名古屋放送局、株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチは、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、<u>県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。</u></p> <p>第10節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>オ 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、<u>第4編第5章第3節 1(2)イ</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1節 道路</p> <p>1 市における措置</p> <p>(7) 地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1381 2537 1619"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>状況</th> <th>管理上の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 長田橋柿池線（長田橋）</td> <td>碧南市長田町地内</td> <td>橋梁危険</td> <td>落橋の危険、車両通行止</td> </tr> <tr> <td><u>国道247号線（明石スカイブリッジ）</u></td> <td><u>碧南市明石町地内</u></td> <td><u>橋梁危険</u></td> <td><u>落橋の危険、車両通行止</u></td> </tr> <tr> <td><u>市道 明石海岸線</u></td> <td><u>碧南市松江町地内</u></td> <td><u>橋梁危険</u></td> <td><u>落橋の危険、車両通行止</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※長田橋架替予定</p>	路線名	所在地	状況	管理上の措置	市道 長田橋柿池線（長田橋）	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止	<u>国道247号線（明石スカイブリッジ）</u>	<u>碧南市明石町地内</u>	<u>橋梁危険</u>	<u>落橋の危険、車両通行止</u>	<u>市道 明石海岸線</u>	<u>碧南市松江町地内</u>	<u>橋梁危険</u>	<u>落橋の危険、車両通行止</u>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映（表記の修正）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映（表記の修正）</p> <p>5. 碧南市各部局における活動の反映等（整合性の確認、担当部局の変更等）</p>
路線名	所在地	状況	管理上の措置																							
市道 長田橋柿池線（長田橋）	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止																							
路線名	所在地	状況	管理上の措置																							
市道 長田橋柿池線（長田橋）	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止																							
<u>国道247号線（明石スカイブリッジ）</u>	<u>碧南市明石町地内</u>	<u>橋梁危険</u>	<u>落橋の危険、車両通行止</u>																							
<u>市道 明石海岸線</u>	<u>碧南市松江町地内</u>	<u>橋梁危険</u>	<u>落橋の危険、車両通行止</u>																							

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

現行計画（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>第 5 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (4) 市の防災計画が定める緊急避難場所又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第 4 節の 2」に掲げる措置をとるとともに、緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>第 5 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (4) 市の防災計画が定める<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第 4 節の 2」に掲げる措置をとるとともに、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>5. 碧南市各部局における活動の反映等 （「避難場所」「退避場所」等の文言整理）</p>